

第Ⅰ期宗像市障がい者施策推進計画

令和6年3月

宗 像 市

目次

第1章 計画の概要

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	3
4	計画の基本理念	3
5	計画の基本的視点	3
6	計画の施策体系	6
7	計画の策定経過	7

第2章 障がい者等の現状

1	身体障がい者の状況	8
2	知的障がい者の状況	11
3	精神障がい者の状況	12
4	難病患者の状況	13
5	障がい者の雇用状況	14

第3章 各分野における障がい者施策の基本的な方向

1	差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	
	(1) 障がいを理由とする差別の解消の推進	15
	(2) 権利擁護の推進、虐待の防止	17
2	行政等における配慮の充実	
	(1) 行政機関における配慮及び障がいのある人への理解の促進等	19
3	安全・安心な生活基盤の整備～すべての人に住みよいユニバーサル都市をめざして～	
	(1) ユニバーサルデザインの総合的推進	21
	(2) 住宅の確保	24
	(3) 移動しやすい環境の整備等	26
4	情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実	
	(1) 情報アクセシビリティの向上	28
	(2) 意思疎通支援の充実	29

5	防災、防犯、消費者保護の推進	
	(1) 防災・防犯対策の推進	31
	(2) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済	33
6	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	
	(1) 意思決定の推進	34
	(2) 相談支援体制の構築	34
	(3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実	36
	(4) 障がいのある子どもに対する支援の充実	38
	(5) 地域福祉の推進	40
7	保健・医療・福祉分野の連携による支援の充実	
	(1) 医療的ケア児者の支援の充実	42
	(2) 障がいの原因となる疾病の予防、早期発見・早期治療	42
8	雇用・就業機会の確保、経済的自立の支援	
	(1) 経済的自立の支援	45
	(2) 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保	46
9	教育の充実	
	(1) インクルーシブ教育システムの推進	49
	(2) 教育環境の整備	51
	(3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実	52
10	文化芸術活動・スポーツ等の振興	
	(1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備	54
	(2) スポーツに親しめる環境整備	56

第4章 計画の成果目標と事業量の見込み

1 令和8年度の成果目標

(1)	施設入所者の地域生活への移行	58
(2)	地域生活支援の充実	59
(3)	福祉施設から一般就労への移行等	59
(4)	障がい児支援の提供体制の整備等	60
(5)	相談支援体制の充実・強化等	60
(6)	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築	60

2 事業量見込み

- (1) 障害福祉サービスの事業量見込み……………61
- (2) 地域生活支援事業の事業量見込み……………69
- (3) 児童福祉法上のサービスの事業量見込み ……72
- (4) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 ……75

第5章 計画の推進体制……………76

資料編

- 1 宗像市障がい者施策推進計画検討委員会委員名簿……………77
- 2 宗像市保健福祉審議会委員名簿 ……78
- 3 宗像市保健福祉審議会 諮問書 ……79
- 4 宗像市保健福祉審議会 答申書 ……80
- 5 市民意見提出手続による意見と回答 ……81

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

市では、平成18年4月の「障害者自立支援法」施行を受け、同法に基づく「第1期宗像市障がい福祉計画」を策定し、その後、3年ごとに見直しを行いながら障がい福祉施策の推進に努めてきました。

「第1期宗像市障がい福祉計画」策定後の10年間は、「障害者権利条約」締結に必要な国内法の整備をはじめとする障がい者に係る制度の集中的な改革の歴史でした。平成23年8月には地域における共生や差別禁止をうたって「障害者基本法」が改正されました。

平成25年4月、「障害者自立支援法」に代わって施行された「障害者総合支援法」では、発達障がい者や難病患者等が障害福祉サービスの対象となることが法律上明示され、利用者負担について応能負担を原則とするほか、相談支援の充実、障がい児支援の強化、地域における自立した生活のための支援の充実などの新しい方向性が示されました。

その後、平成25年6月には、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害者差別解消法」が制定され、国内法の整備が完了したため、平成26年1月、「障害者権利条約」の批准・締結が行われました。

また、平成28年6月に行われた「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正では障がい者が自らの望む地域生活を実現するための支援の充実や障がい児支援に対するニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実及び市町村障害児福祉計画の策定が規定されており、重度障がい者の地域生活や障がい児の発達を支える施策展開が求められています。

一方、国は、障害者基本法に基づき、令和5年度からの5か年を計画期間とする第5次障害者基本計画を、令和5年3月に策定しました。この計画は、障害者権利条約と、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念を踏まえ、国民生活のあらゆる場面において障がいのある人を排除しない共生社会を実現するための、全省庁の取組みを推進するものです。

市においても、こうした国の動向やこれまでの取組みの成果と課題を踏まえ、障がい者施策に反映させていく必要があります。従来、障害者基本法に基づく市町村障害者計画は、保健福祉計画に包含してきましたが、障がいのある市民を「誰一人取り残さない」SDGs未来都市、そして地域共生社会の実現に向け、全庁を挙げた取組みをさらに推進するため、市町村障害者計画と、障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画及び児童福祉法に基づく障害児福祉計画を一体とし、障がい者施策に関わる基本的な理念や原則を再確認するとともに、障がい者を取り巻く環境の変化と新たな課題やニーズにも対応した新たな「第1期宗像市障がい者施策推進計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」と障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害福祉計画・市町村障害児福祉計画」を一体として策定するもので、国の基本計画及び基本指針に基づき、市民生活のあらゆる場面において障がいのある人を排除しない地域共生社会の実現のための施策及び障害のある人の自立と社会参加の支援等の施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、障がい者及び障がい児の福祉サービスの提供体制を確保するための計画です。

第2次宗像市総合計画（平成27年度～令和6年度）

- ・市の最上位計画
- ・まちづくりの基本方針

第4次宗像市保健福祉計画（令和2年度～6年度）

- ・保健福祉の総合計画として、保健、地域福祉、高齢者福祉、障がい福祉、児童福祉等に関する市の基本方針を定めた計画

第1期宗像市障がい者施策推進計画（令和6年度～11年度）

第7期宗像市障がい福祉計画・第3期宗像市障がい児福祉計画

- ・障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20に基づく、障害福祉サービスや障害児通所支援等の実施計画
- ・各年度における障害福祉サービスや障害児通所支援、相談支援の種類ごとの必要量の見込み及び確保の方策、地域生活支援事業の実施に関する事項等を定める

第5期宗像市障がい者計画

- ・障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画
- ・障がい者のための施策の最も基本的な計画

3 計画の期間

本計画は令和6年度からの6年間を対象とします。また、市町村障害福祉計画・障害児福祉計画の見直しの時期である3年目に障害福祉サービス等の量の見込みのみ見直しを行うものとします。

ただし、法律の改廃・制定、計画の進捗状況や社会経済状況の変化等により必要な場合は、随時見直しを行うものとします。

4 計画の基本理念

全ての市民が、障がいの有無にかかわらず、基本的人権を有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現。

本計画では、このような社会の実現に向け、障がい者を、必要な支援を活用しながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障がい者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるように支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、市が取り組むべき障がい者施策の基本的な方向を定めるものとします。

5 計画の基本的視点

基本理念の実現に向けて、以下の点を計画の基本的視点とします。

(1) 障がいを理由とする差別の解消

障がいのある人もない人も等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるためには、障がいに基づくあらゆる差別を解消していかなければなりません。

このため、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」)及び福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例(以下「福岡県障がい者差別解消条例」)、宗像市あらゆる差別の解消の推進に関する条例に基づき、国や県との連携を図りつつ、障がいを理由とする差別の解消に向けた必要な施策を推進します。

また、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している、事物、制度、慣行等の社会的障壁を除去するための合理的配慮を行います。

(2) 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上

障がいの有無にかかわらず、その能力を伸ばし、最大限に発揮しながら安心して生活できるようにするためには、障がいのある人のアクセシビリティ¹向上の環境整備を図ることが重要です。このため、社会的障壁の除去に向けた施策を推進するにあたっては、公共的施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザイン²の推進、情報保障、「心のバリアフリー」³の推進など、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ向上の視点を取り入れていきます。

(3) 障がい者の地域生活を支える支援

○障がい者等の意思決定の尊重と支援

共生社会実現のため、障がい者等の意思決定を尊重し、支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービス等の支援を活用しつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

○地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等のサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所施設やグループホーム、病院、親による扶養などからの地域移行を進めるにあたり、就労移行支援や就労継続・就労定着支援等の充実を図り、その後の地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備する必要があります。そのためには、関係機関との連携が必要となります。

○地域共生社会の実現

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合う地域共生社会の実現に向けて、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを越えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域資源の実態等を踏まえながら、市が進める重層的支援体制整備事業との連携を図りつつ、包括的な支援体制の構築に取り組めます。

○障がい児の健やかな育成のための支援

障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要です。障がい種別に関わらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。

¹ アクセシビリティ：施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。

² ユニバーサルデザイン：施設や製品等について、誰にとっても利用しやすいデザイン。

³ 心のバリアフリー：様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

また、障がい児のライフステージに沿って、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない支援を提供する体制の構築を図ります。

加えて、日常生活を営むために医療を要する状態の障がい児（医療的ケア児）が必要な支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を必要とする者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を図ります。

○障がい者等の社会参加を支える取組み

障がい者等の地域における社会参加を促進するためには、障がい者等の多様なニーズを踏まえて支援する必要があります。

特に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成三十年法律第四十七号）」を踏まえ、障がい者等が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者等の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、「スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）」の理念に則り、障がい者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができる環境づくりを進めます。

さらに、読書を通じて文字・活字文化に触れる機会が得られる社会を実現するため「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第四十九号）」を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を進めます。

6 計画の施策体系

本計画では、以下の施策分野と施策区分ごとに施策の基本的な方向性と今後の取組みを定めます。

施策分野	施策区分
1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	1 障がいを理由とする差別の解消の推進
	2 権利擁護の推進、虐待の防止
2 行政等における配慮の充実	1 行政機関における配慮及び障がいのある人への理解の促進等
	2 権利擁護の推進、虐待の防止
3 安全・安心な生活基盤の整備 ～すべての人に住みよい ユニバーサル都市をめざして～	1 ユニバーサルデザインの総合的推進
	2 住宅の確保
	3 移動しやすい環境の整備等
4 情報アクセシビリティの向上 と意思疎通支援の充実	1 情報アクセシビリティの向上
	2 意思疎通支援の充実
5 防災、防犯、 消費者保護の推進	1 防災・防犯対策の推進
	2 消費者トラブルの防止及び被害からの救済
6 自立した生活の支援・ 意思決定支援の推進	1 意思決定の推進
	2 相談支援体制の構築
	3 地域移行支援、在宅サービス等の充実
	4 障がいのある子どもに対する支援の充実
	5 地域福祉の推進
7 保健・医療・福祉分野の連携 による支援の充実	1 医療的ケア児者の支援の充実
	2 障がいの原因となる疾病の予防、 早期発見・早期治療
8 雇用・就業機会の確保、 経済的自立の支援	1 経済的自立の支援
	2 障がい特性に応じた就労支援及び 多様な就業の機会の確保
9 教育の充実	1 インクルーシブ教育システムの推進
	2 教育環境の整備
	3 生涯を通じた多様な学習活動の充実
10 文化芸術活動・ スポーツ等の振興	1 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の 充実に向けた社会環境の整備
	2 スポーツに親しめる環境整備

7 計画の策定経過

本計画の策定経過は以下のとおりです。

1. 宗像市障がい者施策推進計画検討委員会による検討・原案作成
(令和5年8月～令和5年12月)
2. 宗像市障がい者施策に関するアンケート調査 (令和5年8月)
※市内在住の65歳未満の障がい者等1,500人を対象
3. 市内の障害福祉サービス事業所及び障害児通所支援事業所に対するアンケート調査
(令和5年9月)
4. 庁内各課からの施策検討・提出及びヒアリング (令和5年8月～9月)
5. 宗像市障害者自立支援協議会での意見聴取 (令和5年12月)
6. 宗像市保健福祉審議会への諮問・審議・答申 (令和5年12月から令和6年1月)
7. パブリック・コメントの実施 (令和6年2月～3月)

※計画策定スケジュール

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
計画案検討							→		
検討委員会(4回)							→		
市民アンケート調査			→						
事業所アンケート調査				→					
各課施策検討・提出・ヒアリング				→					
						▲自立支援協議会			
						審議会(諮問・審議・答申)			
						パブリック・コメント			

第2章 障がい者等の現状

1 身体障がい者の状況

(1) 身体障害者手帳所持者数

本市の身体障害者手帳所持者は、令和5年3月末現在 3,333人で、うち 18 歳以上が 3,254 人で全体の 97.6%を占めています。

障がい種別毎にみると、肢体不自由が 1,570 人(47.1%)と最も多く、次いで内部障がい 1,241 人(37.2%)となっています。

また、障がい等級別でみると、重度障がい者(1、2級)は 1,597 人で、全体の 47.9%を占めています。

●身体障害者手帳所持者数

(単位:人)

障がい種別	年齢別	等級別						合計
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障がい	18歳未満	1	0	0	0	1	0	2
	18歳以上	61	79	12	13	23	3	191
	合計	62	79	12	13	24	3	193
聴覚・ 平衡機能 障がい	18歳未満	1	2	0	1	0	3	7
	18歳以上	11	63	37	53	2	115	281
	合計	12	65	37	54	2	118	288
音声・ 言語障がい	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	0	1	21	19	0	0	41
	合計	0	1	21	19	0	0	41
肢体不自由	18歳未満	30	11	7	3	0	1	52
	18歳以上	262	318	256	383	192	107	1,518
	合計	292	329	263	386	192	108	1,570
内部障がい	18歳未満	16	0	0	2	0	0	18
	18歳以上	733	8	202	280	0	0	1,223
	合計	749	8	202	282	0	0	1,241
合計	18歳未満	48	13	7	6	1	3	79
	18歳以上	1,067	469	528	748	222	240	3,254
	合計	1,115	482	535	754	223	243	3,333

※令和5年3月末現在

(2) 等級別身体障害者手帳所持者数の推移

本市の身体障害者手帳所持者数は、年々減少傾向にあり、等級別の傾向は表のとおりです。

●等級別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	1,171	1,162	1,152	1,126	1,115
2級	532	526	505	493	482
3級	561	558	545	543	535
4級	822	799	789	771	754
5級	238	238	230	223	218
6級	231	235	240	243	229
合計	3,555	3,518	3,461	3,399	3,333

※各年度末現在

(3) 障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移

障がい種別毎に平成 30 年度からの推移をみると、年によるばらつきはありますが、肢体不自由、内部障がいは減少傾向、それ以外の障がい種別はほぼ横ばい傾向にあります。

●障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

障がい種別	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚障がい	196	200	195	191	193
聴覚・ 平衡機能障がい	281	287	290	291	288
音声・ 言語障がい	41	43	41	43	41
肢体不自由	1,765	1,727	1,684	1,622	1,570
内部障がい	1,272	1,261	1,251	1,252	1,241
合計	3,555	3,518	3,461	3,399	3,333

※各年度末現在

(4) 年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移

年齢階層別に平成 30 年度から推移をみると、「18 歳未満」、「18 歳以上」とともに減少傾向となっています。

●年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18 歳未満	86	78	80	84	79
18 歳以上	3,469	3,440	3,381	3,315	3,254
合計	3,555	3,518	3,461	3,399	3,333

※各年度末現在

2 知的障がい者の状況

(1) 障がい程度別療育手帳所持者数の推移

本市の療育手帳所持者数は、令和4年度現在 876 人で、障がい程度別にみると、A判定（最重度、重度）が 361 人、B判定（中度、軽度）が 515 人となっています。

●障がい程度別療育手帳所持者数の推移 (単位:人)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A判定	335	340	349	357	361
B判定	405	426	457	487	515
合計	740	766	806	844	876

※各年度末現在

(2) 年齢階層別療育手帳所持者数の推移

年齢階層別に平成 30 年度から推移をみると、「18 歳未満」、「18 歳以上」とともに、やや増加しています。

●年齢階層別療育手帳所持者数の推移 (単位:人)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18 歳未満	202	194	214	231	233
18 歳以上	538	572	592	613	643
合計	740	766	806	844	876

※各年度末現在

3 精神障がい者（発達障がい者を含む）の状況

(1) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

本市の精神保健福祉手帳所持者数は、令和4年度末現在 1,014 人で、一貫して増加傾向にあります。

また、障がい等級別にみると2級が最も多く、令和4年度で見ると、全体の 51%を占めています。

● 等級別精神保健福祉手帳所持者数の推移

(単位:人)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	68	70	70	74	71
2級	412	452	480	511	522
3級	262	289	315	357	421
合計	742	811	865	942	1,014

※各年度末現在

資料:精神保健福祉センター

(2) 自立支援医療(精神通院)利用者数の推移

本市の自立支援医療(精神通院)利用者数は、令和4年度現在 1,671 人で、一貫して増加傾向にあります。

● 自立支援医療(精神通院)利用者数の推移

(単位:人)

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	1,376	1,444	1,456	1,597	1,671

※各年度末現在

資料:精神保健福祉センター

4 難病患者の状況

本市の難病患者のうち、医療費の助成の対象として特定疾患医療受給者証の交付を受けている人は、令和4年度末現在 805 人となっています。

医療費助成の対象となる疾病は、令和3年11月現在では338疾病が指定疾病となっています。一方、平成25年4月から、難病等が障害者総合支援法の対象となり、障害福祉サービスが受けられるようになっていきます。当初は「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ130疾病が対象となっていました。令和3年11月時点では366疾病に拡大されています。

●特定疾患医療受給者証交付件数の推移(宗像市)

(単位:人)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	697	694	767	766	805

※各年度末現在

資料:福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所

5 障がい者の雇用状況

(1) 企業の障がい者の雇用状況

令和4年6月1日現在、福岡県の企業の障がい者雇用状況は以下のとおりで、法定雇用率(2.3%)達成企業の割合は、全体の48.7%となっています。

●企業規模別の障がい者雇用状況(福岡県の民間企業)

規模	企業数	労働者数 (人)	障がい者数 (人)	雇用率 (%)	法定雇 用率達 成企業 数	法定雇用 率達成企 業割合 (%)
43.5~99人	2,142	137,479.5	3,146.5	2.29	1,043	48.7
100~299人	1,438	218,091.5	4,852.5	2.22	778	54.1
300~499人	272	94,990.5	2,148.5	2.26	128	47.1
500~999人	159	98,700.0	2,166.0	2.19	74	46.5
1,000人以上	112	314,298.0	7,443.5	2.37	71	63.4
計	4,123	863,559.5	19,757.0	2.29	2,094	50.8

※令和4年6月1日現在

資料:福岡労働局

※障がい者数には、重度障がい者(実人数×2)及び重度以外の障がい者を含む。

※短時間(週所定労働時間20時間以上30時間未満)労働者1人は0.5人として集計

(2) 市の行政機関における障がい者の雇用状況

令和5年10月1日現在、市の障がい者雇用率は2.7%となっており、法定雇用率(2.6%)を上回っています。

市の障がい者雇用状況

対象職員数	障がい者数	障がい者雇用率	法定雇用率
593人	16人	2.7%	2.6%

※令和5年6月1日現在

資料:人事課

第3章 各分野における障がい者施策の基本的な方向

I 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

(1) 障がいを理由とする差別の解消の推進

【現状と課題】

市では、「宗像市障害者自立支援協議会」の権利擁護部会を、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」）に規定する障害者差別解消支援地域協議会として位置づけ、障がい者差別解消の推進に取り組んでいます。

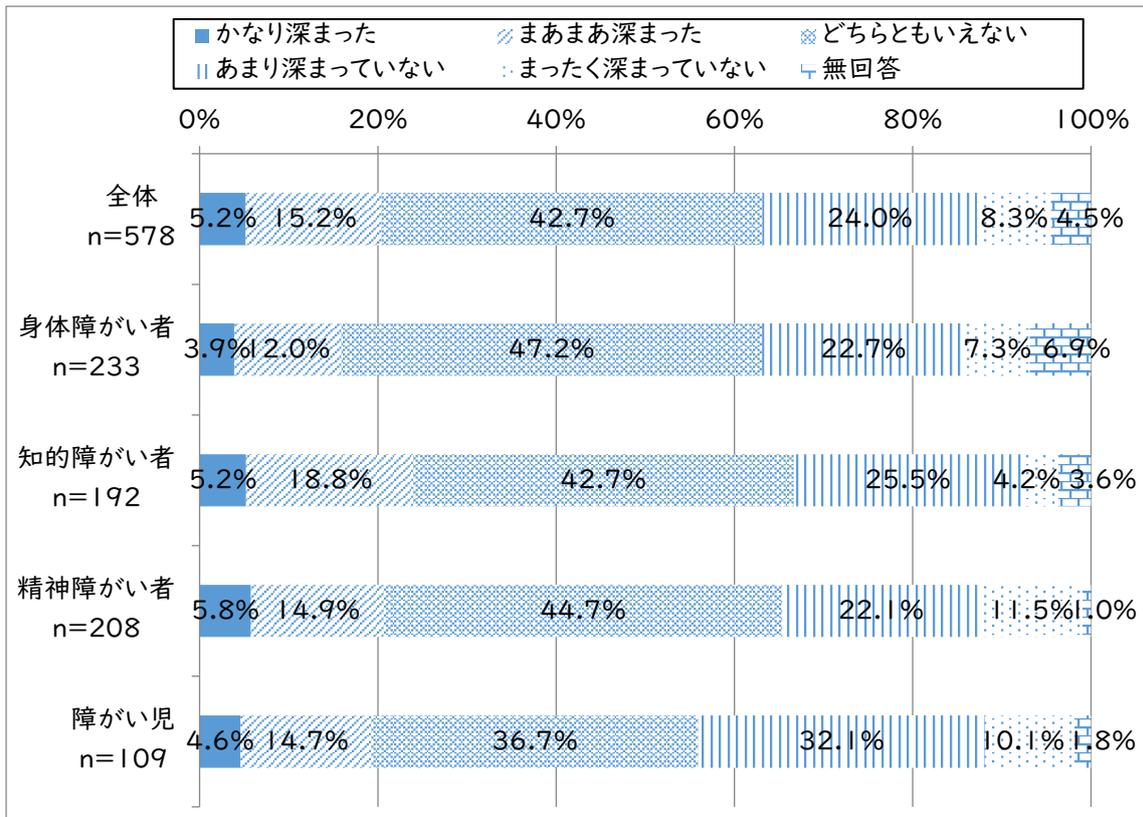
また、令和2年4月に「宗像市あらゆる差別の解消の推進に関する条例」を制定し、障がい者差別を含めたあらゆる差別の解消に向けた教育・啓発活動を行っています。

しかし、アンケート調査結果をみると、「市全体で障がいへの理解が深まっていると感じるか」との問いに対し、「あまり深まっていない」「まったく深まっていない」と回答した人の割合が32.3%と、「かなり深まった」「まあまあ深まった」と回答した人の20.4%を上回っています（図1参照）。

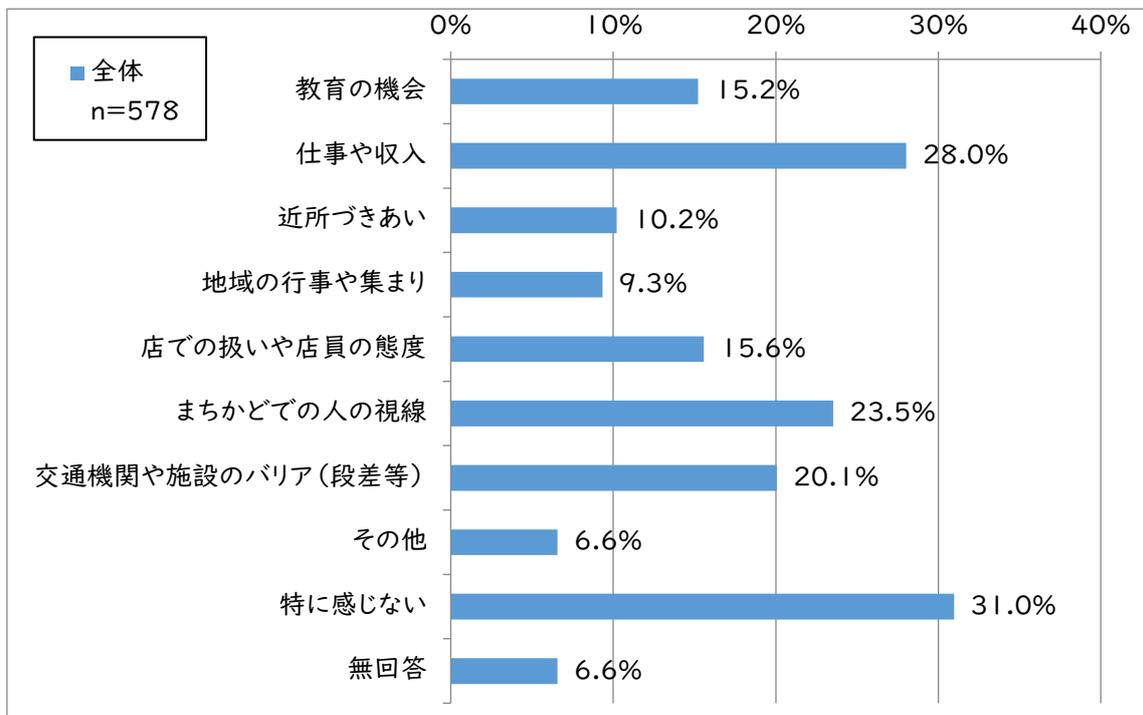
また、障がいのある人への差別や偏見があると感じる機会や場所については、全体で「仕事や収入」が28.0%と最も多く、「まちかどでの人の視線」が23.5%でそれに続いています（図2参照）。

令和6年4月から施行される改正障害者差別解消法により、事業者による社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」）の提供が義務付けられることを踏まえ、市民生活のあらゆる場面で障がいに対する無理解や差別がなくなるよう、引き続き啓発・広報活動を粘り強く行い、障がい者差別解消についての正しい理解や認識を広めていく必要があります。

(図1 市全体で障がいへの理解が深まっていると感じるか)



(図2 どのような機会に、障がい者への差別や偏見があると感じるか)



【基本方針】

○「障害者差別解消法」及び「福岡県障がい者差別解消条例」、「宗像市あらゆる差別の解消の推進に関する条例」の趣旨、求められる取組み等について、幅広い市民や事業者の理解を深めることにより、障がいを理由とする不当な差別的取り扱いの禁止や、合理的配慮の提供を促進し、障がいを理由とする差別の解消を推進するため、市民や事業者への広報、啓発を行うとともに、相談・救済体制の充実を図ります。

【具体的な施策】

○障がい者差別解消について、市民に向けた各種広報・啓発活動を行います。

○令和6年4月からの、事業者による合理的配慮の義務化について、事業者団体等との連携のもと広報・啓発活動を行い、事業者が適切に対応できるよう支援します。

○障がいのある人に対する差別及びその他の権利侵害における相談・救済体制の充実等に取り組むとともに、その利用の促進を図ります。

○障がいのある人への市民の理解を深め、障がいのある人の人権が尊重されるよう、市広報紙、ヘルプマークの活用や、宗像まごころ市、人権講演会など、様々な機会を通じて偏見や差別の解消に向けた市民啓発を行います。

(2) 権利擁護の推進、虐待の防止

【現状と課題】

市では、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」）に基づき、障がい者虐待を防止するため「宗像市障害者虐待防止センター」を設置し、障がいのある人への虐待に関する通報や相談を受け、支援を行っています。今後も、家庭、障がい福祉施設、職場等において障がい児者への虐待を見つけた人には市町村等に通報する義務があることや、早期発見、早期通報と相談が虐待の深刻化を防ぐことにつながることの周知・啓発を行い、障がいのある人が地域の中で尊厳をもって暮らすことができる社会の実現を図る必要があります。

また、判断能力が不十分な知的・精神障がい者は虐待や消費者被害など、さまざまな権利侵害を受ける可能性が高いため、市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業やライフサポート事業のほか、成年後見制度等権利や財産などを守る取組みの推進が必要です。

【基本方針】

○障がい児者への虐待を防止するため、市障害者虐待防止センター及び市障がい者虐待防止担当課における障害者虐待防止法の適切な運用を図るとともに、障害福祉サービス事業所等の関係者への広報・啓発や研修を行います。

○障がい者の権利を守るため、成年後見制度等の利用を支援します。

【具体的な施策】

○障害者虐待防止法に基づき、市障害者虐待防止センター及び市障がい者虐待防止担当課に、障がい者の福祉又は権利の擁護に関し専門的知識を有する社会福祉専門職を配置するとともに、担当職員の継続的な研修を行うことなどを通じて、相談支援体制の充実を図ります。

○市障害者虐待防止センターにおいて年間を通じた24時間体制の通告、相談に応じるとともに、虐待が疑われる事案が発生した場合、迅速な実地調査等により事実確認を行い、虐待が確認された場合は関係機関と連携して、被害者の保護や養護者への支援など、虐待防止に係る必要な対応を行います。

○宗像市障害者虐待防止センターによる障害福祉サービス事業所等への障がい者虐待防止に関する研修を行い、相談支援専門員による未然防止や、サービス提供事業所における虐待防止を図ります。

○市内の学校、幼稚園、保育所等における、障がい児への虐待防止に係る研修や相談体制の整備等、障害者虐待防止法に基づく必要な措置が講じられるよう支援します。

○財産管理や契約締結、福祉サービスの利用等に必要な判断能力が低下した場合に、本人に代わってこれらの行為を行う成年後見制度について、国が定める「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、地域連携ネットワークづくりを推進するとともに、当面の間、市がその中核機関の機能を担い、制度の周知や申立て支援、必要経費の助成などの必要な取組みを推進します。

○市社会福祉協議会が実施する、知的障がいや精神障がいのある人など判断能力が不十分な人に対して、生活支援員による福祉サービスの利用援助及び日常的な金銭管理等を行うことにより、自立した地域生活を送ることを支援する日常生活自立支援事業及びライフサポート事業等の活用支援及び同事業の周知、普及に努めます。

2 行政等における配慮の充実

(1) 行政機関における配慮及び障がいのある人への理解の促進等

【現状と課題】

障害者差別解消法において、行政機関等に対し、障がいを理由とする差別的取扱いを禁止するとともに、合理的配慮をすることが義務付けられています。また、合理的配慮を的確に行うため、「自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。」とされています。

市では障害者差別解消法に基づき、「宗像市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応規程」を制定し、市行政における障がい者に対する不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供、差別的取扱いに関する相談体制の整備、職員研修の実施などの推進に努めています。

今後も、市のすべての事務・事業において、障がい者が権利を円滑に行使できるよう、必要な環境の整備や障がい特性に応じた合理的配慮の提供を進めていく必要があります。

【基本方針】

○市のすべての事務・事業において、障がい者が権利を円滑に行使できるよう、障がいを理由とする差別的取扱いの防止、障がい特性に応じた合理的配慮の提供及び合理的配慮を的確に行うために必要な環境整備を推進します。

【具体的な施策】

○市職員の障がい者への理解を深めるとともに、市のすべての事務・事業における障がいを理由とする差別的取扱いの防止、障がい特性に応じた合理的配慮の提供及び合理的配慮を的確に行うために必要な環境整備等について正しい知識を習得し実行することができるよう、必要な研修を実施します。

○市の関係課によって構成される「宗像市障害を理由とする差別の解消に関する推進会議」を定期的で開催し、障がい者差別事案について共有しその改善を図るとともに、合理的配慮を的確に行うために必要な環境整備等について検討するなど、市のすべての事務・事業における障がい者差別解消法の推進を図ります。

○市庁舎における合理的配慮を的確に行うために、思いやり駐車場のカーポートの設置、スロープや視覚障がい者誘導用ブロックの最適化の検討など、より一層バリアフリー化に配慮した整備を推進します。

○市における行政文書の作成等に当たっては、ふりがなや UD フォント⁴の活用など、アクセシビリティへの配慮に努めます。

○障がい者の行政手続きへのアクセシビリティを高めるため、電子申請の拡充、書かない窓口の導入など、デジタル技術の導入を推進します。

○公共施設における障がい者に対する利用料割引制度等について、スマートフォンのアプリケーション「ミライロ ID」の提示による適用を推進します。

○選挙における点字、音声またはインターネットを通じた候補者情報の提供等、情報通信技術 (ICT) の進展等も踏まえながら、障がい特性に応じた情報提供に努めます。

○障がい者に配慮した投票所のバリアフリー化、コミュニケーションボードの配備など障がい者の利用に配慮した投票設備の設置、投票所における投票環境の向上に努めます。

○指定病院等での不在者投票や郵便等による不在者投票の適切な実施により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障がい者の投票機会の確保に努めます。

⁴ UDフォント：「ユニバーサルデザイン」のコンセプトに基づいた、見やすく読みやすい書体。

3 安全・安心な生活基盤の整備

～すべての人に住みよいユニバーサル都市をめざして～

(1) ユニバーサルデザインの総合的推進

【現状と課題】

市では、年齢・性別等の差異、障がいのあるなしに関わらず、あらゆる人が利用可能な環境をつくるという考え方であるユニバーサルデザインの推進に取り組んでいます。

まちづくりにおいては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」）や「福岡県福祉のまちづくり条例」に基づき、「宗像市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例」を制定し、障がいのある人の移動や活動が容易なまちづくりに取り組んでいます。

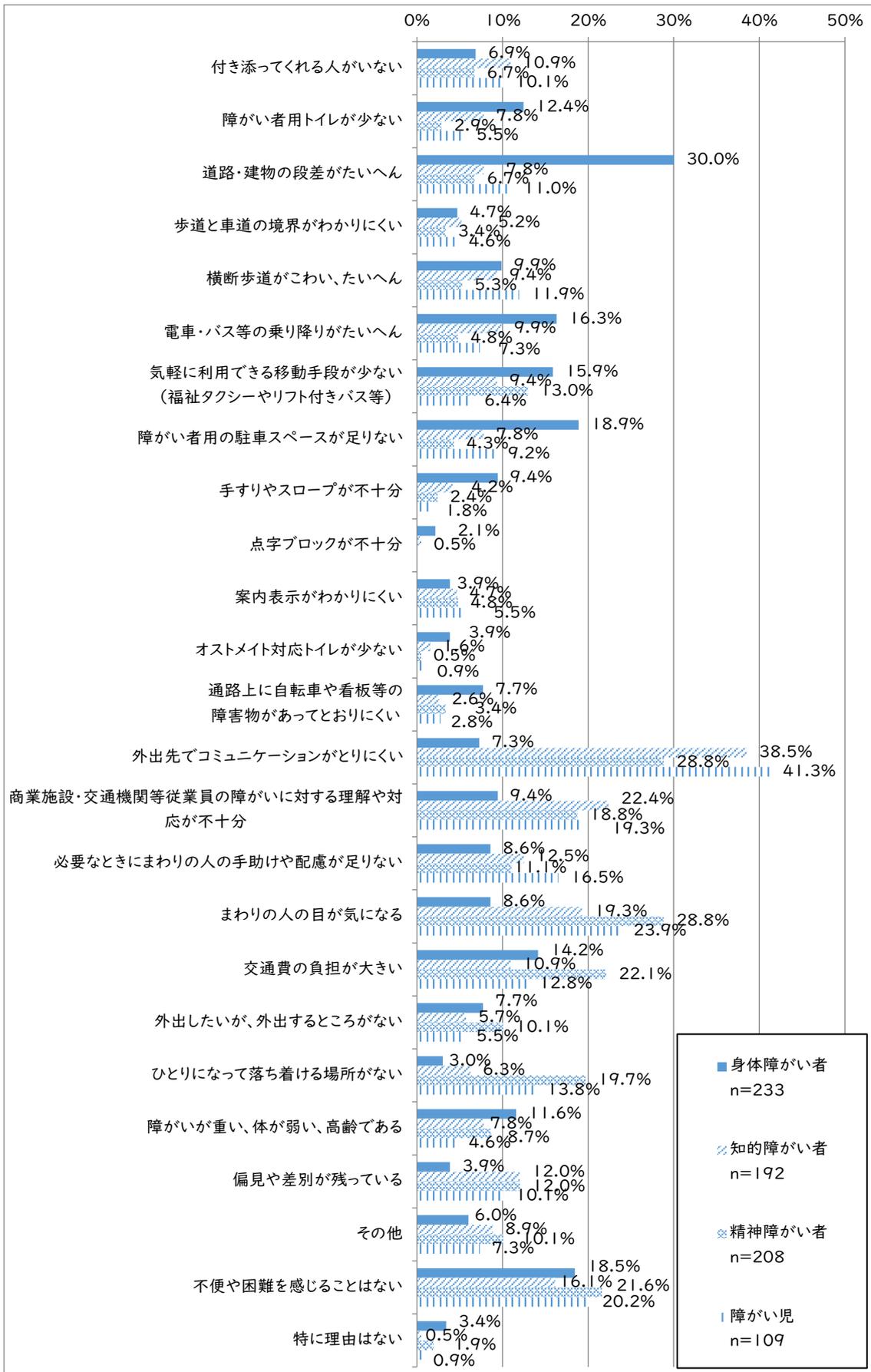
また、バリアフリー法制定前の建築物や道路、公園等についても、改築または改修時に、法律に基づいたバリアフリー化を行っています。

さらに、改築または改修時以外でも、地域住民等からの要望等を踏まえ、必要に応じて随時既存施設のバリアフリー化に取り組んでいます。

しかし、アンケート調査結果をみると、外出に関して不便や困難を感じることで、身体障がい者の30%の人が「道路・建物の段差がたいへん」と回答しています（図3参照）。

障害者差別解消法において、行政機関及び民間事業者は、合理的配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備等、必要な環境の整備に努めなければならないことが定められています。そのため、市のまちづくり部局、経営企画部局、福祉部局、子ども子育て支援部局、ジェンダー部局などの関係部局が連携して、障がい当事者等の参画のもと、建築物や道路、公園等の公共施設におけるさらなるユニバーサル化及び民間施設のユニバーサル化への支援や、心のバリアフリーの推進などを通じて、市が進める「SDG's 未来都市」にふさわしい、すべての人に住みよく、誰ひとり取り残さない、包摂的なユニバーサル都市の実現を図る必要があります。

(図3 外出に関して、不便や困難を感じること)



【基本方針】

○「SDG's 未来都市」にふさわしい、すべての人に住みよく、誰ひとり取り残さない、包摂的なユニバーサル都市を実現するため、市の関係部局が連携して、障がい当事者等の参画のもと、建築物や道路、公園等の公共施設及び設備等のさらなるユニバーサル化や、民間施設のユニバーサル化への支援、心のバリアフリーについての啓発などの取組みを推進します。

【具体的な施策】

○年齢・性別・性的志向・国籍等の差異、障がいのあるなしなどに関わらず、すべての人に住みよく、誰ひとり取り残さないユニバーサル都市の実現のため、市行政における推進体制の構築を行います。

○市が管理する公共施設については、バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化誘導基準に規定された整備水準の確保などによる整備を推進します。

○市道について、バリアフリー法に定める基準に基づく整備を行います。

○公園の整備に当たっては、安全で安心した利用のためバリアフリー法に基づく基準や支援制度により、出入口や園路の段差解消、高齢者や障がい者等が利用可能なトイレの設置等を進めます。

○児童公園等の遊具については、ユニバーサルデザインに配慮した製品を採用します。

○バリアフリー法に関わらず、建築物や道路、公園等の公共施設及び設備、備品、消耗品等のユニバーサル化を推進します。ユニバーサル化にあたっては、障がい種別ごとの特性に配慮した分かりやすい案内表示の整備、視覚障がい者に配慮した色彩の使用や照度の確保などに配慮した取組みを行います。

○既存の建築物や道路、公園等の公共施設等について、障がい者にとって使いやすいものとなっているか、障がい当事者等の意見を聴取し、反映するよう努めます。また新設、改築、改修などに際しても、障がい当事者等の意見を聴取し、反映するよう努めます。

○身近な自然空間である河川の魅力を、障がい者をはじめ誰もが享受できるような水辺整備を進めます。

○聴覚障がい及び知的障がい・精神障がい・発達障がいに係るバリアフリーの進捗状況の見える化、「心のバリアフリー」の推進等、ソフト面でのバリアフリー化をより一層推進します。

○旅客施設周辺等の主要な生活関連経路において、公共交通機関等のバリアフリー化と連携しつ

つ、幅の広い歩道の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善、無電柱化、視覚障がい者誘導用ブロックの整備等を推進します。

○世界遺産関連施設等においては、その顕著な普遍的価値を損なわないよう留意しつつ、施設等のバリアフリー化へ向けた取組みを行うとともに、高齢者や障がい者にとってわかりやすい情報提供等の取組みを推進します。

○車椅子使用者用駐車施設やバリアフリートイレ等を始めとした高齢者障がい者等用施設等の適正利用を推進します。

○小規模店舗等のバリアフリー化の促進については、バリアフリー法及び福岡県福祉のまちづくり条例に基づく条例により小規模建築物に対応した基準が柔軟に設定可能となっていることを踏まえ、バリアフリー条例の制定を検討します。併せて、既存の小規模店舗等のバリアフリー改修に対する支援を検討します。また、福岡県福祉のまちづくり条例に基づく市町村整備計画の策定等を検討します。

(2) 住宅の確保

【現状と課題】

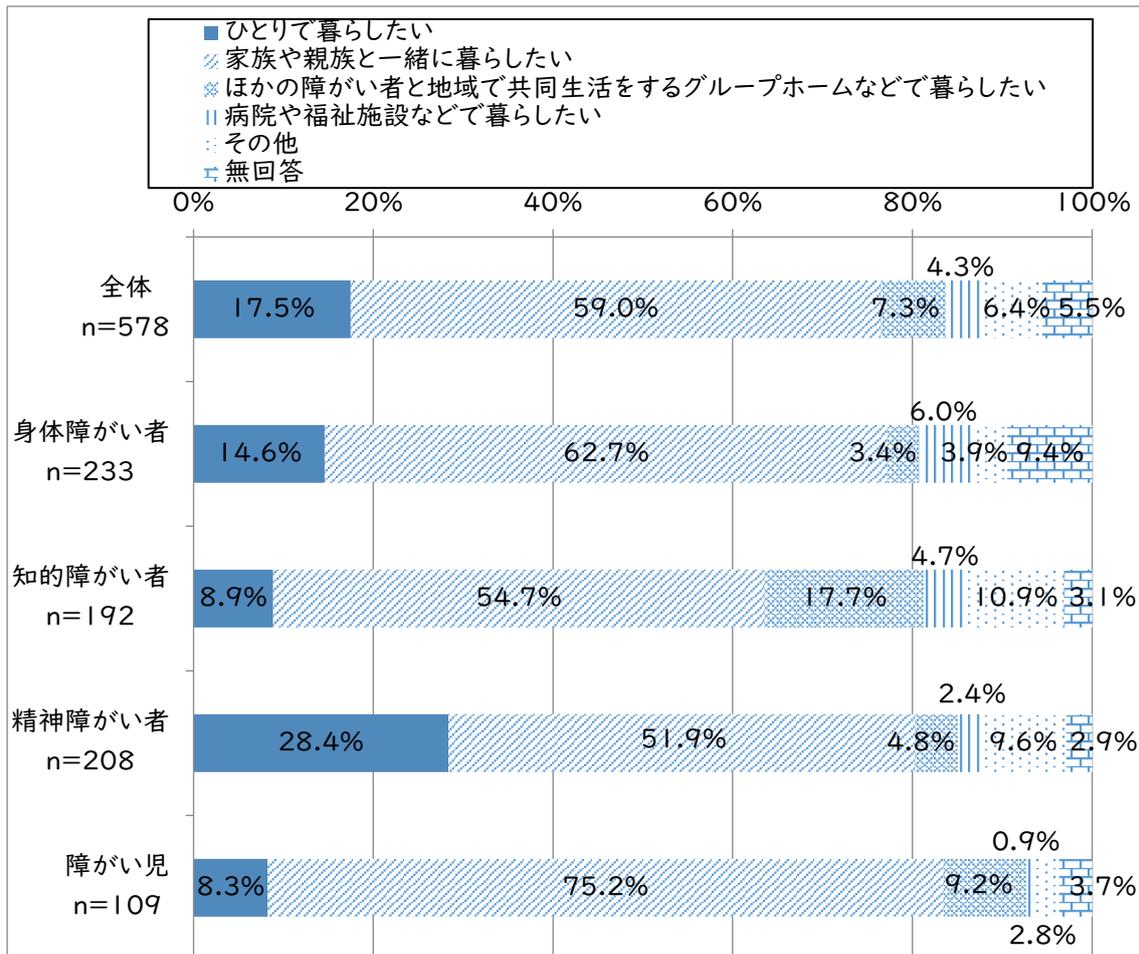
障がいのある人もない人も共に暮らす地域共生社会の実現のためには、障がい者が安心して居住できる住宅の確保が必要です。

市では、市営住宅における障がい者世帯向け住宅の確保や、一定の障がいを有する障がい者の単身入居可能住宅への入居など、障がい者をはじめとする住宅困窮者への支援に取り組んでいます。

アンケート調査結果をみると、「家族や親族と一緒に暮らしたい」という回答に次いで、「ひとりで暮らしたい」という回答割合が高くなっています。(図4参照)

しかしながら、障がい者の民間賃貸住宅への入居にあたり、障がいを理由として入居を断られたり、保証人がいないために契約できないといった事象が発生しています。障がい者の地域生活を保障するため、居住支援の推進が必要とされています。

(図4 希望する暮らしかた)



【基本方針】

○市営住宅や、障害福祉サービスにおけるグループホームの整備、民間賃貸住宅の契約における支援などを通じて、障がい者が安心して居住できる住宅の確保を図り、障がいのある人もない人も共に暮らす地域共生社会の実現を推進します。

【具体的な施策】

○市営住宅を新たに整備する際にはバリアフリー対応を原則とするとともに、既存の市営住宅のバリアフリー化改修を促進し、障がい者向け住宅の供給を推進します。また、障がい者に対する優先入居の実施や単身入居を可能とするための取組み、保証人の免除などの配慮など、障がい者に対する取組みを推進します。

○民間賃貸住宅の空き室や空き家を活用した、障がい者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度等を内容とする住宅セーフティネット制度の活用を推進し、バリアフリー化を含めた住宅の改修、入居者負担の軽減等や居住支援協議会等の居住支援活動等を実施することにより、民間賃貸住宅等への円滑な入居を促進します。

○障がい者や民間賃貸住宅の賃貸人が行うバリアフリー改修等を促進するとともに、障がい者の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付又は貸与及び用具の設置に必要な住宅改修に対する支援を行います。

○障がい者の地域における居住の場の一つとして、日常生活上の介護や相談援助等を受けながら共同生活するグループホーム等の整備を促進するとともに、医療的ケア者や強度行動障がい者に対応した報酬体系の改善を国に要望していきます。

○精神障がい者とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、当事者・家族・保健・医療・福祉・教育等関係者による協議の場である「宗像市精神障がい者支援連携会議」の取組みを通じて、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を図り、住まいの確保支援も含めた地域の基盤整備を推進します。

(3) 移動しやすい環境の整備等

【現状と課題】

市では、ふれあいバス・コミュニティバスの運行などにより、自家用車等による移動が困難な障がい者等の移動手段の確保に取り組んできました。また、市営渡船において、バリアフリー法に基づく船舶及びターミナル・待合所の整備に取り組んできました。

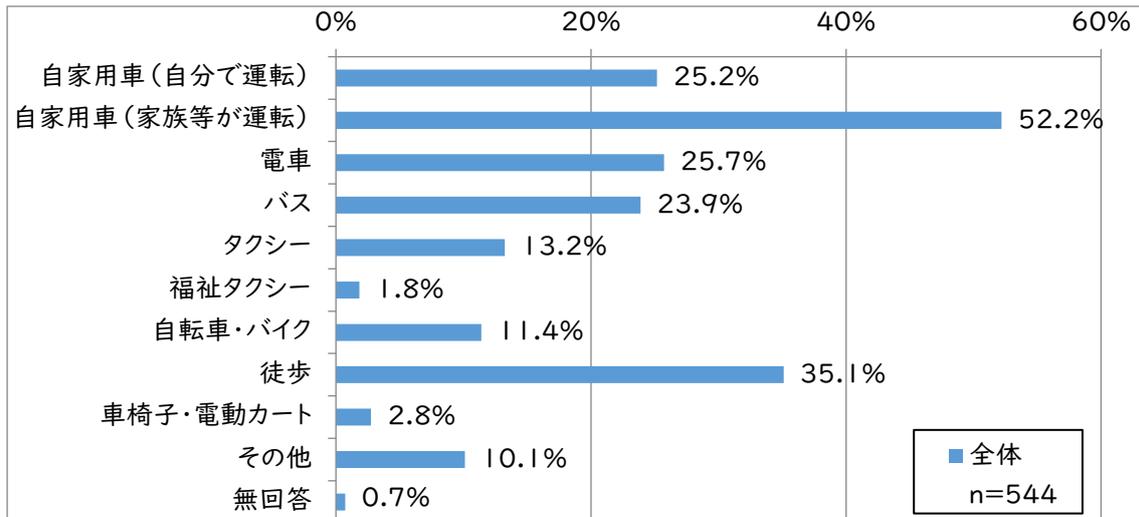
また、地域の民間交通事業者に対して、鉄道駅へのエレベーター設置やノンステップバスの導入など、公共交通移動等円滑化基準に適合した旅客施設や車両等の整備を要望してきました。

一方、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、令和4年度のふれあいバスの利用者数は拡大前（令和元年度）の約87%、コミュニティバスは約85%まで減少しました。徐々に回復傾向ではありますが、持続可能な運営が厳しくなっています。また、コロナ禍で運転手の離職が進んだことに加え、「2024年問題」で、運転手不足にさらに拍車がかかってくると考えられます。このような状況の中、障がい者の重要な移動手段である公共交通の維持が困難になりつつあります。

外出時の移動手段について、アンケート調査結果をみると、約25%の人が「電車」や「バス」等の公共交通機関を利用していることがわかります。（図5参照）

今後も、地域公共交通の維持による障がい者の移動手段の確保に向けての方策が、一層求められています。

(図5 外出時の移動手段)



【基本方針】

○市営渡船やふれあいバス等、地域公共交通におけるバリアフリー化や、合理的配慮の提供により、障がい者が移動しやすい環境の整備を図ります。

○地域公共交通の再構築や再編、利用しやすい環境の整備などを通じて、利用者増に努め、障がい者の重要な移動手段である地域公共交通の維持を図ります。

【具体的な施策】

○地域公共交通を維持するため、運行効率の改善を図り、AIオンデマンドバス⁵やグリーンスローモビリティ⁶などの新モビリティの導入を検討するなど、交通ネットワークの再構築・再編を行います。また、わかりやすい情報の提供や利用案内ができるよう、地域公共交通に関する情報発信の強化に取り組む、利用者増と利便性の向上を図ります。

○フェリーターミナル等の旅客施設における段差解消や、様々な障がい特性の人に対する案内設備等、公共交通移動等円滑化基準に適合した旅客施設や船舶、車両等の整備を交通事業者として実施するとともに、地域の民間交通事業者に対して要望していくことにより、ハード面における公共交通機関のバリアフリー化を推進します。

○市営渡船やふれあいバス等における障がい者に対する適切な対応の確保に向け、旅客施設や車両等を使用した役務の提供に関する基準の遵守等を目的として、接遇ガイドライン等を活用した

⁵ AI オンデマンドバス：利用者の予約に対し AI による配車をリアルタイムに行う乗合バス。

⁶ グリーンスローモビリティ：時速20km未満で公道を走ることができる電気自動車を活用した移動サービス。

研修の促進を図るなど、「心のバリアフリー」を始めソフト面における公共交通機関のバリアフリー化を推進します。

4 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実

(1) 情報アクセシビリティの向上

【現状と課題】

市では、障がいのある人が利用できるサービスや相談機関などをまとめた「宗像市障がい者すこやかガイドブック」を作成・配布しています。

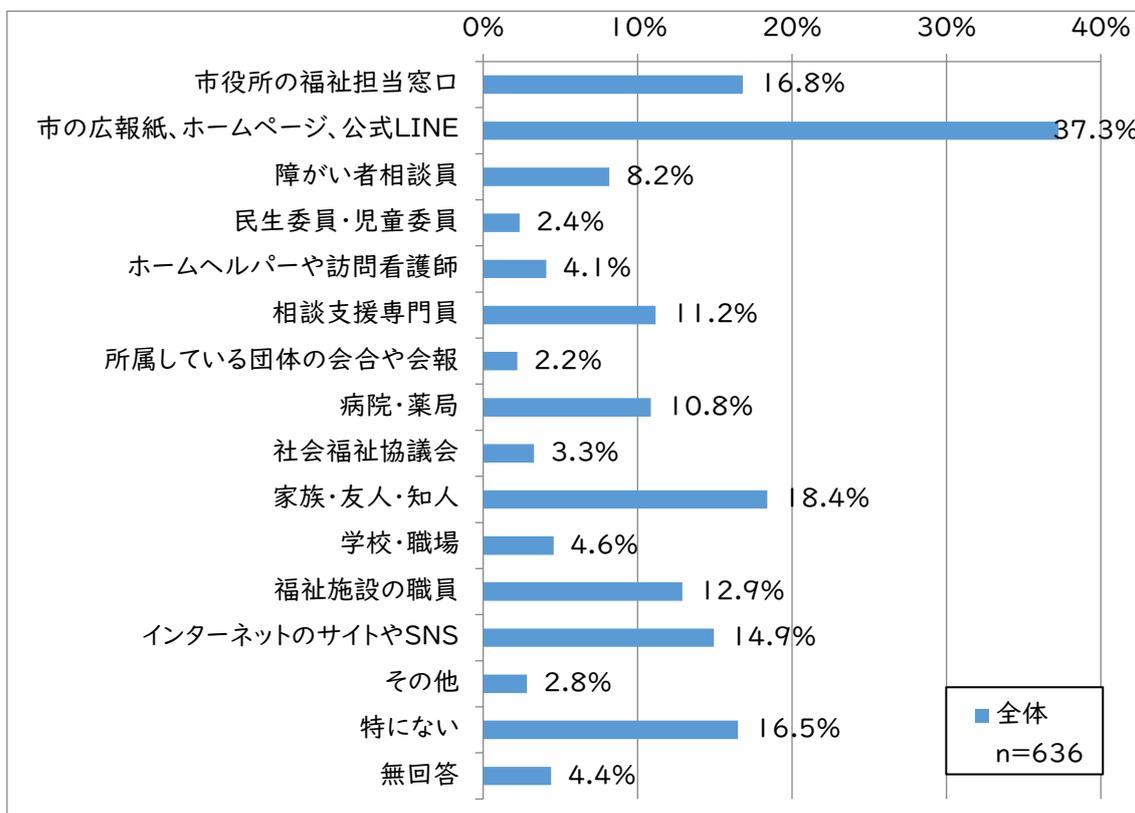
また、障がいにより行政情報にアクセスしづらい方のために、「声の広報」の配布やYouTubeへの掲載、音声読み上げ機能の搭載などによるホームページのユニバーサルデザイン化などデジタル技術の導入を図っています。

一方、デジタル機器になじみのない人にとっては心理的、技術的負担があるため、スマホ教室の開催などを通じて、デジタル技術を活用した行政情報へのアクセスを支援しています。

市が実施している福祉施策についての情報を何で知るかという問いに対する、アンケート調査結果をみると、「市の広報誌、ホームページ、公式LINE」という回答が37.3%と最も多いことがわかります。(図6参照)

今後も、すべての人が等しく情報を得ることができるよう、障がいのある人の情報アクセシビリティに配慮した取組みの推進が必要です。

(図6 市が実施している福祉施策についての情報は何で知るか)



【基本方針】

○障がいに関わらず、行政情報等をすべての人が容易に得ることができるよう、ユニバーサルデザインに配慮した行政情報の提供に努めます。

【具体的な施策】

○「宗像市障がい者すこやかガイドブック」については、常に最新の情報を提供できるよう毎年の改訂を行い、窓口で配布するとともに市ホームページに掲載します。

○市広報紙等について、視覚障がい者など、文字情報にアクセスしづらい人のために、「声の広報」等の配布やYouTubeへの掲載など、音声による情報提供を併せて行います。

○市ホームページ等について、音声読み上げ機能の搭載に加え、カラーユニバーサルデザイン⁷やふりがな付与機能の導入など、ユニバーサルデザイン化を進めます。

○動画と音声により行政情報を発信する場合は、手話通訳や字幕を付けるなどの配慮を行います。

○スマホやタブレットなどデジタルデバイスの市民への活用支援などを通じて、障がい者をはじめ誰もがICT機器・サービスにアクセスできるような環境の整備に努めます。

○市における情報通信機器等（ウェブコンテンツ（掲載情報）に関するサービスやシステムを含む。）の調達には、情報アクセシビリティの観点に配慮し、国際規格、日本産業規格への準拠・配慮に関する関係法令に基づいて実施します。

(2) 意思疎通支援の充実

【現状と課題】

市では、聴覚、言語機能又は音声機能の障がいがある方の意思疎通を支援するため、宗像市登録手話通訳者等派遣事業を実施しています。

また情報や意思疎通に関する支援機器を必要とする障がい者に対して日常生活用具の給付を実施しています。

令和5年に制定された「福岡県手話言語条例」に定められた市の役割を果たすなど、聴覚、言語機能、音声機能をはじめ、視覚、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障がいや難病のため意思疎通を図ることに支障がある障がい者に対する意思疎通支援の充実を図る必要があります。

⁷ カラーユニバーサルデザイン：色覚の多様性に配慮して、より多くの人に伝わる色使いを行うデザイン。

【基本方針】

○意思疎通を図ることに支障がある障がい者に対する、さまざまな意思疎通支援サービスの提供により、障がいのあるなしを問わず互いに意思疎通を図ることができる地域共生社会の実現を図ります。

【具体的な施策】

○福岡県手話言語条例の基本理念にのっとり、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に努めます。

○聴覚、言語機能、音声機能、視覚、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障がいや難病のため意思疎通を図ることに支障がある障がい者に対して、手話奉仕員、要約筆記者等の派遣による支援や代筆、代読等による支援を行います。

○手話奉仕員等の養成研修等の実施により、意思疎通支援者の育成・確保を行い、意思疎通支援の充実を図ります。

○行政が実施する講演会等において、手話通訳や要約筆記などの意思疎通支援を実施するよう努めます。

○市庁舎における意思疎通支援機器の導入を検討します。

○日常生活用具給付事業により、必要とする障がい者に対して情報や意思疎通に関する支援機器を給付します。

5 防災、防犯、消費者保護の推進

(1) 防災・防犯対策の推進

【現状と課題】

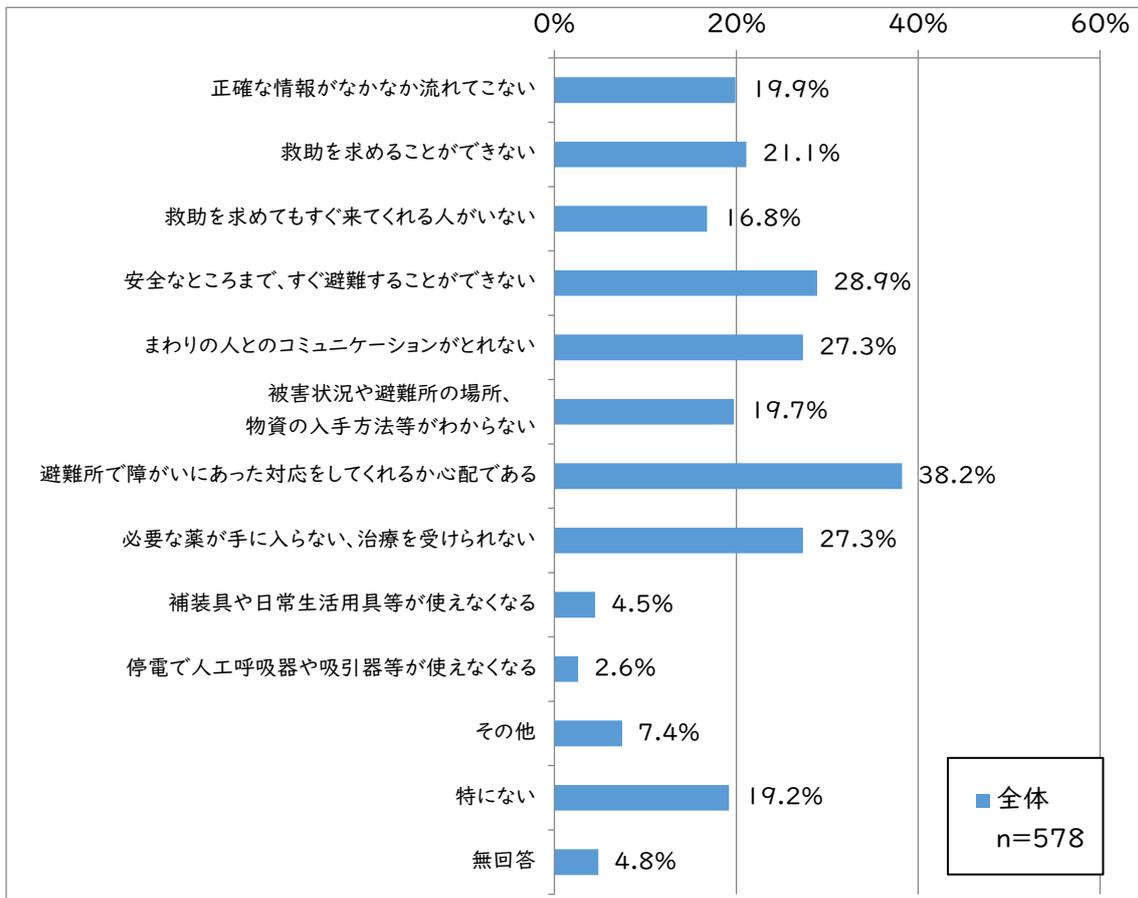
市では「宗像地域防災計画」に基づき、自主防災組織の育成や緊急情報伝達システム等の情報伝達の環境づくり等、障がい者にも配慮した防災施策を進めています。

また、災害時の避難所については、市内38か所の指定避難所のほか、市内外3か所の医療機関と医療的ケアが必要な人を対象とした医療型福祉避難所開設協定を結ぶなど、障がい者等の要支援者を受け入れる福祉避難所の整備を、福祉施設や医療機関と連携して進めています。

しかし、アンケート調査結果をみると、大きな災害が起きた場合、「避難所で障がいにあつた対応をしてくれるか心配」という回答割合が最も高く、次いで「安全なところまですぐ避難することができない」という回答割合が高いことがわかります。(図7参照)

今後も福祉避難所等の充実により、災害避難における障がい特性に応じた支援と合理的配慮を行う必要があります。また、避難行動要支援者名簿の登録推進を行っているところですが、今後は要支援者個別の避難体制づくりが必要になります。市は引き続き、避難行動要支援者の把握に努め、民生委員・児童委員、自主防災組織等とともに個別避難計画の策定を進めていくことが必要です。

(図7 大きな災害が起きた場合に心配なこと)



【基本方針】

○障がいのある人が安心して地域で生活するために、災害発生時における、情報の伝達や避難誘導等を迅速かつ適確に行い、被災の影響を最小限にとどめるとともに、避難先での生活についても個々の状態に応じた配慮を行います

○関係機関や地域との密接な連携を図りながら、障がいのある人等へのきめ細かな防災対策を講じます。

【具体的な施策】

○平時から市広報紙や市防災ホームページ、防災マップなどの広報媒体を通じ、災害情報について必要な啓発・広報を行います。

○災害発生時若しくは災害が発生するおそれがある場合においては、障がい者に対して適切に情報を伝達できるよう、緊急情報伝達システムの活用や電話やFAX、音声読み上げ機能による情報発信等、障がい特性に配慮した多様な伝達手段による情報伝達の体制や環境の整備を促進します。

○障がい者や福祉関係者等の参加及び防災部局と福祉部局の連携の下での、地区防災計画等の作成、防災訓練の実施等の取組みを促進し、災害に強い地域づくりを推進します。

○自力避難の困難な障がい者等に対する避難支援などの充実を図るため、民生委員・児童委員や自主防災組織等、福祉や防災などの関係機関と連携し、避難行動要支援者名簿への登録や要支援者個別避難計画の策定を推進します。

○防災部局と福祉部局、医療機関等が連携し、人工呼吸器や喀痰吸引など、常時何らかの医療的ケアが必要な人について、福祉避難所等へのスムーズな避難体制の確保を促進します。

○災害時に要配慮者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練の実施を促進します。

○自主防災組織について、各地域の実情に応じた推進に努め、育成強化を図り、災害時において、自助・共助・公助が一体となった連携体制を促進します。

○災害発生後にも継続して福祉・医療サービスを提供することができるよう、障害者支援施設・医療機関等における災害対策を推進するとともに、福祉避難所の協定など、地域内外の他の社会福祉施設・医療機関・教育機関等との広域的なネットワークの形成に取り組みます。

○避難所のバリアフリー化や空調設備の整備を推進するとともに、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（厚生労働省）等を踏まえ、福祉避難所の整備、避難所における障がい特性に応じた支援と合理的配慮、福祉避難所への直接避難等の取組みを促進していきます。

(2) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

【現状と課題】

判断能力が不十分な知的・精神の障がいのある人の地域生活において、消費者被害等権利侵害を受ける可能性が高いため、権利や財産を守る取組みが必要です。

市消費生活センターで行っている消費生活相談は、毎年1,000件を超え、悪質かつ巧妙な手口による詐欺被害や、インターネットやスマートフォンの普及に伴うトラブルも増加しています。障がいのある人は、被害にあったことがわかりにくかったり、相談先がわからなかったり、表面化しづらい面があります。

引き続き、消費者トラブルの予防のために消費者被害の情報や知識について、広報やホームページ、LINE等の多様な媒体を通じて情報提供を行うとともに、相談に対応しながら、消費生活のトラブル等の防止や被害回復を進めていきます。

【基本方針】

○障がい者が被害者となるような消費者トラブルの防止及び被害からの救済のため、市消費生活センターの相談支援機能や広報・教育機能の強化を図ります。

【具体的な施策】

○消費者トラブルの防止及び消費者としての利益の擁護・増進に資するよう、必要な情報を広報やホームページ、LINE等の多様な媒体を通じて提供し、障がい者等に対する消費者教育を推進します。

○地域において、障がい者等の配慮を要する人の消費者被害を防ぐことを目的として、消費生活連携会議（消費者安全確保地域協議会）⁸を活用した市関係部署の連携を促進します。

○国民生活センターや県等の研修への参加を通じた、消費者生活相談員の障がい者理解の促進や、消費者センターにおけるメール等での消費者相談の受付等、障がい特性に配慮した消費生活相談体制の整備を図ります。

⁸ 消費生活連携会議（消費者安全確保地域協議会）：障がい者等の配慮を要する消費者を見守るための市関係部署によるネットワーク。

6 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

(1) 意思決定の推進

【現状と課題】

障がいの有無を問わず、私たちにはどこで誰とどのように生活するかなど、みずからの望む暮らしを実現できるよう意思を決定し表明する権利があります。そのため、意思決定や意思表示が困難な障がい者に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行う必要があります。

市では障がい者の意思決定に配慮しつつ必要な支援等を行うよう努めていますが、地域のすべての障がい者支援関係者が、意思決定支援についての十分な意識とスキルに基づいた実践を展開できるよう、意思決定支援の重要性について、研修等を通じてさらに意識を高めていくことが求められています。

【基本方針】

○意思決定や意思表示が困難な障がい者が、障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行うために、地域の障がい者支援関係者への研修等の取組みを行います。

【具体的な施策】

○県や自立支援協議会が実施する、相談支援専門員や障害福祉サービス等従事者に対する研修等への参加促進を通じた意思決定支援の質の向上や意思決定支援ガイドラインの普及等により、意思決定の支援に配慮しつつ、必要な支援等が行われることを推進します。

(2) 相談支援体制の構築

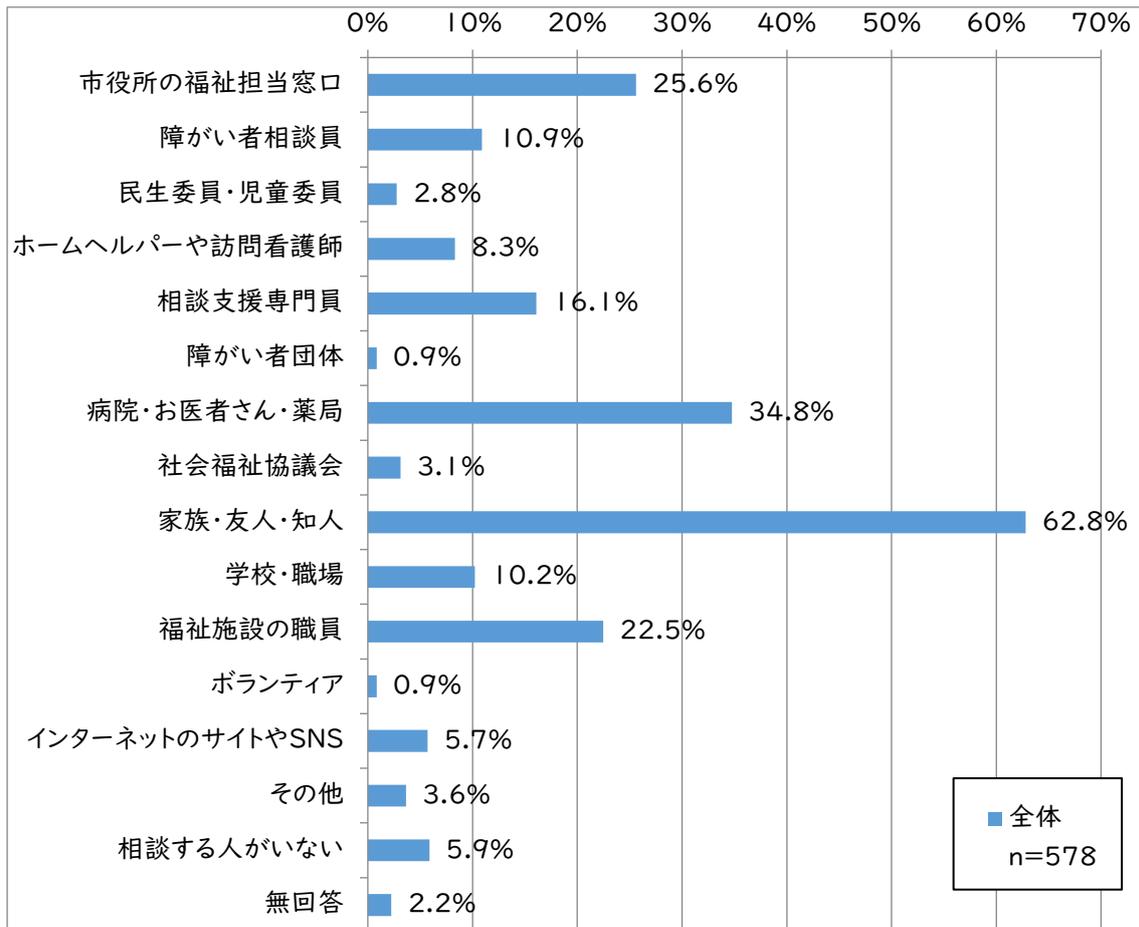
【現状と課題】

市では、障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、障がいのある人やその家族への相談支援を行う機関として、基幹相談支援センターとしての機能を持つ「宗像市障害者生活支援センター」、精神障がいを専門とする「地域活動支援センターみどり」に相談支援事業を委託して実施しています。各センターでは、社会福祉士や精神保健福祉士などソーシャルワークに関する国家資格を有する職員を配置し、障害福祉サービス等の利用や生活全般についての総合的かつ専門性の高い相談支援のほか、生活に役立つ各種教室や社会参加を支援するイベント等を開催しています。

アンケート調査結果をみると、相談先として最も多かったのは「家族・友人・知人」で、次いで「病院・お医者さん・薬局」「市役所の福祉担当窓口」と続いています。

今後は、相談支援事業を担当する市の障がい福祉部局や、市内の相談支援事業所の専門性のさらなる向上が求められます。

(図8 困ったときの相談先)



【基本方針】

○障がいのある人が自らの決定に基づき、地域で安心して生活できるよう、ソーシャルワークを基盤とした総合的かつ専門性の高い相談支援を、様々な障がい種別、年齢、性別、状態等に応じて、身近で受けることのできる体制の充実を図ります。

【具体的な施策】

○障がい者個々の心身の状況、サービス利用の意向や家族の意向等を踏まえたサービス等利用計画案の作成等、当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定の実施に向け、相談支援専門員のスキルアップ研修等の取組みを進めます。

○相談支援事業所への専門的指導や人材育成、障がい者等の相談等を総合的に行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの機能強化を図ります。

また、関係機関の連携の緊密化や地域の実情に応じた体制整備についての自立支援協議会の運営の活性化を図ることにより、障がい者等への支援体制の整備を進めます。

さらに、相談支援事業を担当する市の福祉部局に社会福祉士等の社会福祉専門職を配置する

ことにより、行政の専門性を高めます。

○児童発達支援センター⁹を設置し、障がい児やその家族に対する相談支援やペアレントトレーニング等を行うとともに、地域の医療、保健、福祉、教育等の関係者による障がい児支援連携会議で地域の課題等を協議し、地域生活支援体制の充実を図ります。

○障がいを抱えながら子育てする保護者が安心して子育てでき、子どもが健やかに成長するよう、関係機関との連携を図りながら妊娠届出から伴走型の相談支援を行います。

○障がい者、高齢者、子ども、生活困窮者などの相談支援に従事する職員に対する、障がい福祉や障がい理解についての研修の実施等により、相談業務の質の向上を図るとともに、市の障がい者、高齢者、児童、生活困窮者支援の福祉4領域等による重層的支援体制¹⁰の整備や、児童相談所、保健所、社会福祉協議会等の関係機関間のネットワークの形成及びその活用を推進し、障がい者が身近な地域で専門的相談を行うことができる体制を構築します。

○家族と暮らす障がい者について情報提供や相談支援等によりその家庭や家族を支援します。また、ピアサポーターの育成を行うとともに、ピアカウンセリング、ピアサポート体制の強化等の障がい者同士・家族同士が行う援助として有効かつ重要な手段である当事者等による相談活動の更なる拡充を図ります。

(3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実

【現状と課題】

市では、令和5年度に障害者自立支援協議会に地域移行・地域生活支援部会を設置するとともに、精神障がい者についての協議の場である精神障がい者支援連携会議を設置し、施設入所者や精神科病院長期入院患者の地域移行とその後の地域生活支援に取り組んでいます。

また、地域生活を支えるさまざまな障害福祉サービス等の充実に努めています。

今後は、障害福祉サービス等につながない在宅障がい者へのアウトリーチ支援に取り組むとともに、障がい者の地域生活を支える在宅サービスの量的・質的な充実や関係機関の連携強化に取り組む必要があります。

⁹ 児童発達支援センター：児童福祉法に規定する児童福祉施設の一つ。就学前の障がい児を通所させて療育を行うほか、地域の障がい児やその家族への相談や、障がい児を支援する施設への援助・助言などを行う地域の中核的な施設。

¹⁰ 重層的支援体制：市町村において、既存の相談支援等の取組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制。

【基本方針】

○障がい者の地域移行を一層推進し、どんなに重い障がいがあっても、必要なときに必要な場所で、適切な支援を受けられるような取組みを進めることを通じ、障がいの有無にかかわらず、市民が相互に人格と個性を尊重し、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図ります。

【具体的な施策】

○障がい者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、個々の障がい者のニーズ及び実態に応じて、在宅の障がい者に対する日常生活又は社会生活を営む上での、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の支援を行うとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実を図ります。

○医療的ケア者や強度行動障害者などの常時介護を必要とする障がい者が、自らが選択する地域で生活できるよう、生活介護や共同生活援助など日中及び夜間における支援の充実を図るとともに、体調の変化・支援者の状況等に応じて一時的に利用することができる医療型を含む短期入所事業所や医療機関等の社会資源の整備を促進します。また、現在制度の狭間となっている医療型の生活介護や共同生活援助の創設について、国に要望していきます。

○障がい者の身体機能又は生活能力の向上を目的とした自立訓練（機能訓練、生活訓練）の整備を推進するとともに、利用者の障がい特性に応じた専門職員による訓練の取組みを促進し、利用者が身近な事業所において必要な訓練を受けられるようにします。

○外出のための移動支援、創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、日常生活に必要な便宜を供与する地域活動支援センターの機能の充実等、地域生活支援事業の充実を図ります。

○地域で生活する障がい者の支援を進めるために、地域生活支援拠点等が、緊急時の受入れ対応とともに、体験の機会・場の提供や入所施設・病院、親元からグループホームや一人暮らしなどへの生活の場の移行支援などの役割を担います。

○精神障がい者とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、当事者・家族・保健・医療・福祉・教育等関係者による協議の場である「宗像市精神障がい者支援連携会議」の充実及び住まいの確保支援も含めた地域の基盤整備を推進し、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の推進を図ります。

○ヤングケアラーを始めとする障がい者の家族支援について、相談や障害福祉サービス等に関する情報提供を実施して必要な支援につなぐとともに、子ども等の負担軽減を図る観点も含め、障がい者の家事援助、短期入所等の必要なサービスの提供体制の確保に取り組みます。

(4) 障がいのある子どもに対する支援の充実

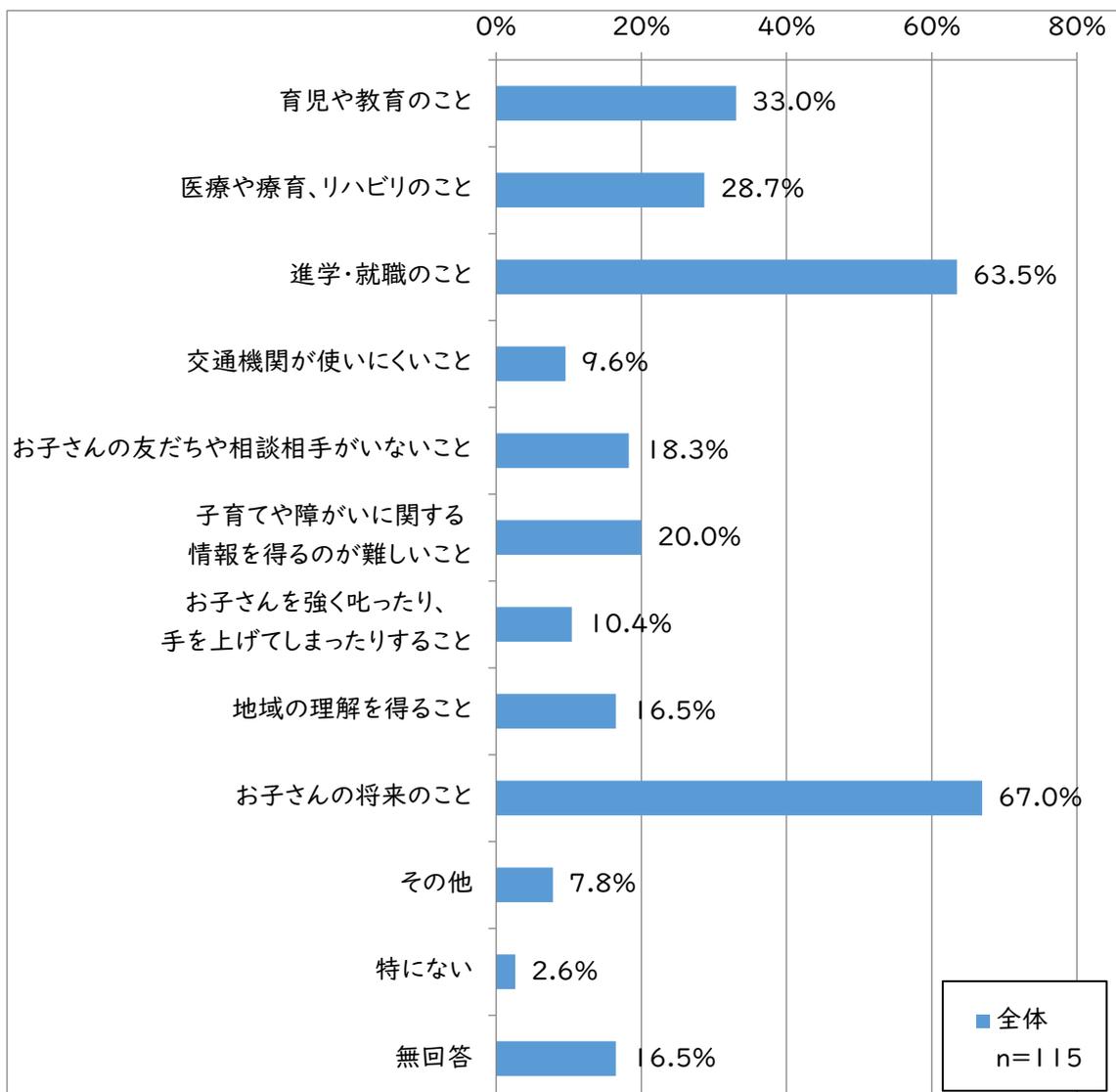
【現状と課題】

市では、発達支援室を設置し、乳幼児から小・中・義務教育学校の児童を対象に、発達相談や検査の実施、保育所等の巡回相談や年中健診の実施により、関係機関と連携した発達支援の早期対応に努めています。

また、障がいのある子どもの保護者の多くは、さまざまな不安や悩みを抱えながら日々を過ごしています。周囲の無理解による孤独感、日々の介助に伴う介助疲れなど、余裕のない追いつめられた状況になる可能性があるため、保護者の不安や悩みに寄り添った相談支援体制の充実が求められます。

アンケート調査結果をみると、障がいのある子どものことで相談したい内容として、「お子さんの将来のこと」「進学・就職のこと」と回答した割合が特に多く、「育児や教育のこと」がそれに続いていることがわかります(図9参照)。

(図9 障がいのある子どものことで相談したい内容)



【基本方針】

○発達に課題のある子どもが早期に、適切な支援につながり、発達課題の軽減や基本的な生活能力の向上を図ることができるよう、妊娠期から乳幼児期までの、発達支援体制の充実を図ります。

○障がいのある子どもが、各人の障がいの特性や程度、年齢などに応じた、効果的な支援を継続的に受けられるよう、障害児通所支援サービス等の充実を図ります。

【具体的な施策】

○障がい児やその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象として、身近な地域において、子ども・子育て支援法に基づく給付その他の支援を可能な限り講ずるとともに、保育所、学童保育所等における障がい児の保育を担当する職員の確保や専門性向上を図るための研修の実施、保育所等訪問支援事業の活用等により、障がい児の受入れを促進します。

また、学童保育所における障がい児の保育に必要な職員体制の充実について、国に制度改善を要望します。

○障がい児の発達を支援する観点から、幼児の成長記録や支援上の配慮に関する情報を、情報の取扱いに留意しながら、必要に応じて関係機関間で共有するなど、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業以降も一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制の構築を図り、発達支援等に関する情報提供やカウンセリング等の支援を行います。

○教育部局と子ども部局の協力事業である就学時健診後にカンファレンスを行い、就学先学校に合理的配慮が必要な児童の申し送りをするとともに、就学先学校の特別支援教育コーディネーター等が児童の所属している保育所等に訪問し、集団活動の観察や、個々の対応について引継ぎを行います。

○発達障がいの早期発見、早期支援の重要性に鑑み、発達支援室による保育所等への巡回相談の充実を図ります。

○児童福祉法に基づき、障がい児に対して発達支援等を行う児童発達支援等を提供するとともに、障害者総合支援法に基づき、居宅介護、短期入所、障がい児を一時的に預かって見守る日中一時支援等を提供し、障がい児が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。

また、障がい児の発達段階に応じて、保育所等訪問支援及び放課後等デイサービス等の適切な支援を提供します。

○在宅で生活する医療的ケア児や重症心身障がい児、強度行動障害児について、専門的な支援体制を備えた障害福祉サービスや障害児通所支援サービス等、在宅支援の充実を図ります。

○児童発達支援センターを設置し、障がいの重度化・重複化や多様化を踏まえ、その専門的機能の強化を図るとともに、地域における中核的支援施設として、地域の事業所等との連携や、障がい児の多様なニーズに対応する機関としての役割を担うため、必要な体制整備を図ります。

○発達障がい児に対する理解を深めるため、市民を対象とした講演会を開催します。

○子どもの意見を聴く機会の確保等が重要とされていることから、障がい児においても、子どもの意思形成支援を含む意思決定支援等に配慮しつつ必要な支援等が行われることを推進します。

(5) 地域福祉の推進

【現状と課題】

市では、市社会福祉協議会と連携し、各福祉団体の活動を支援することによって地域福祉の推進を図っており、今後も支援を充実する必要があります。

ボランティア活動の促進については「宗像市ボランティアセンター」のボランティアネットワークシステム等を活用し、対面朗読や点訳、手話通訳、外出支援、人形劇の上演活動等を行っていますが、今後も同ネットワークシステム等の活動支援が重要です。

また、市民活動団体やボランティア活動団体等の取組みへの支援を通じて、地域課題の解決を図るため、「人づくりでまちづくり事業補助金」を交付していますが、福祉関連団体からの申請が少ないため、福祉関連団体の補助金利用促進に向けた支援を行うことが必要です。

地域福祉の推進には、一部の福祉関係の専門機関だけでなく、ボランティア活動やまちづくりに取り組む市民の方々、保健・医療、住宅、建設、商工業に携わるさまざまな専門家、団体の方々など、多くの人の協力が必要です。

地域福祉の推進を通じて、地域の住民や社会福祉関係者など多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで地域をともに創っていく「地域共生社会」を実現することが重要です。

【基本方針】

○障がいのある人が、家庭や地域で安心して自立した生活を送るために、地域の住民や社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の課題解決に取り組む地域福祉の充実を図ります。

【具体的な施策】

○市社会福祉協議会への支援を通じて、各福祉団体の活動を支援するほか、障がいの有無を問わず地域住民が参加しやすい福祉活動を促進します。

○障がい者の課題を含む地域課題の解決のため、市民活動団体やボランティア活動団体等の取組みを、人づくりでまちづくり事業補助金により支援します。

○広報紙やSNSを活用し、ボランティア活動についての啓発活動に努めるほか、市社会福祉協議会やボランティア組織等と連携して、地域住民のボランティア活動に対する理解と関心を深め、ボランティアの養成に努めるとともに、ボランティアネットワークシステム等を活用した活動の支援を行います。

○自治会やコミュニティ運営協議会等における合理的配慮についての研修等の支援を通じて、障がい者の地域活動への参加を促進し、地域共生社会の実現を図ります。

○市が包括連携協定を締結している企業など、地域の多様な主体との連携により、障がいのある人への支援や活躍の場の提供につながる事業を推進します。

7 保健・医療・福祉分野の連携による支援の充実

(1) 医療的ケア児者の支援の充実

【現状と課題】

市では、医療的ケア児者が地域の一員として安心して暮らすことができるよう、令和4年度より、医療的ケア児者支援連携会議を設置し、関係機関等による連携を図るとともに、医療的ケア児在宅レスパイト助成事業を開始し、家族の負担軽減を図っています。

また、医療的ケア児者の支援に携わる人材の育成、医療型短期入所事業所の確保など支援体制の整備に努めています。

今後も引き続き、医療的ケア児者とその家族が、地域において安心して生活することができるよう、充実した支援体制の構築を図ります。

【基本方針】

○医療的ケア児者が地域の一員として安心して暮らすことができるために、地域で必要な医療やリハビリテーション・療育を受けられるよう、医療型の障害福祉サービス等の充実を図るとともに、地域医療体制等の充実に向けて、医療関係者を含む地域ネットワークの強化を図ります。

【具体的な施策】

○医療的ケアが必要な在宅の障がい児者を介護する家族の負担軽減を図るため、医療型短期入所事業所の整備や、医療的ケアが必要な在宅の障がい児の訪問看護によるレスパイトケアにかかる経済的負担などに対する支援を推進します。

○医療的ケア児者支援連携会議の運営を通じて、当事者団体や医療機関、障害福祉サービス事業所、教育機関等関係各所との連携を推進するとともに、医療的ケア児者の支援に携わる人材の育成、医療的ケアを提供する障害福祉サービス事業所や医療機関の確保など支援体制の整備を促進します。

(2) 障がいの原因となる疾病の予防、早期発見・早期治療

【現状と課題】

アンケート調査結果をみると、暮らしていくなかで特に心配なこととして、「健康」という回答割合が最も高く、健康を重要と考える傾向がうかがえます。(図10参照)

市では市民の健康寿命延伸を目指して、健康づくりに関する啓発、各種健(検)診および保健指導、地域での健康づくり活動の支援などに取組み、生活習慣病の発生および重症化予防を図っています。

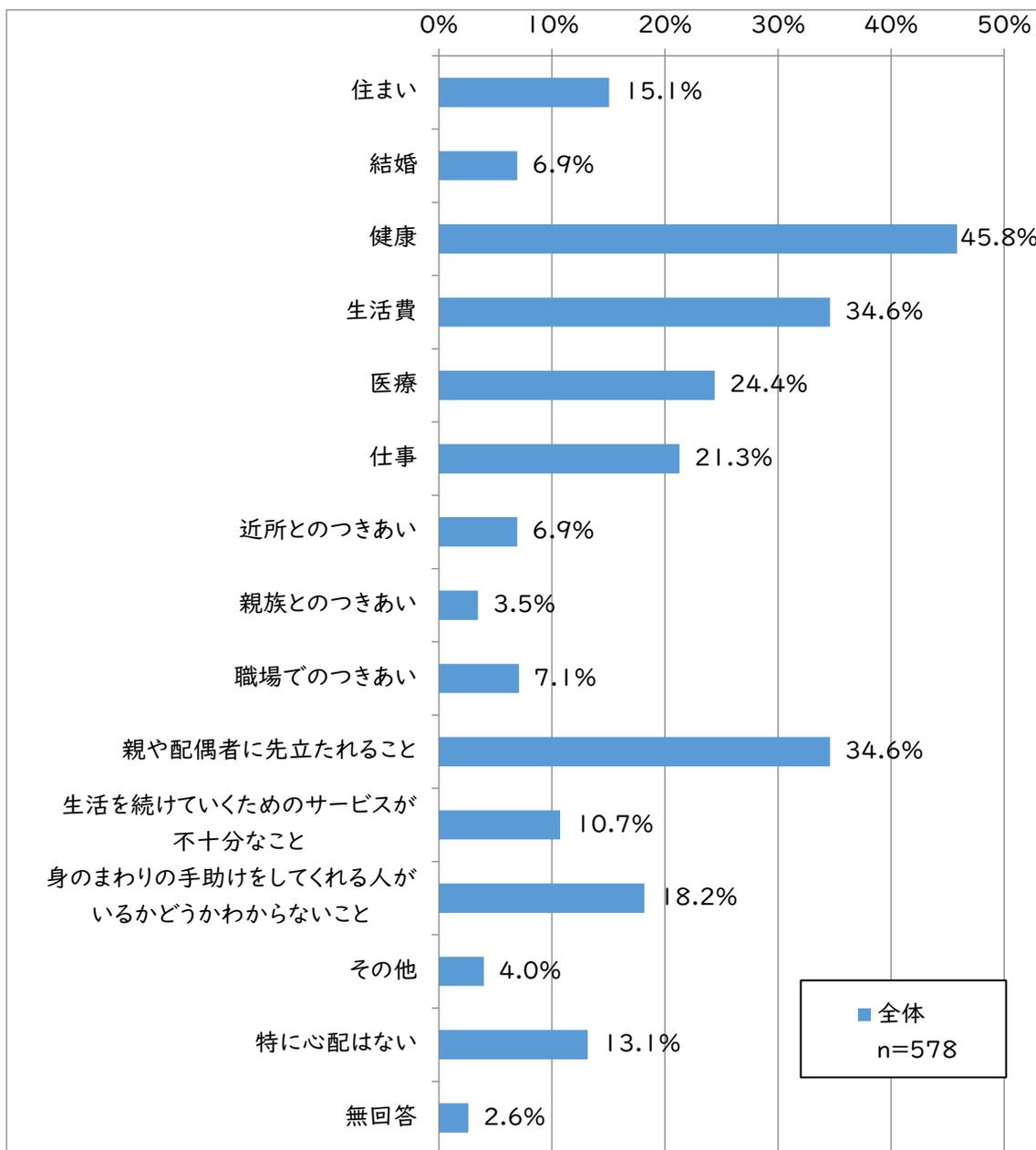
また、体の健診にあわせて、心の健診(うつスクリーニング)を実施し、必要に応じて保健指導を行い、医療につなぐ等、精神障がいの発生リスクに対する早期対応を行っています。

発達に支援が必要な児童を早期に発見し、保護者が障がいを理解し、適切な支援を受けること

ができるよう、サポートしていく必要があります。

障がい者等の心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活または、社会生活を営むために、障害者総合支援法に基づき、必要な医療について助成を行っています。

(図10 暮らしていくなかで特に心配なこと)



【基本方針】

○生活習慣病が重症化した結果発症することが多い、脳血管疾患や心疾患、腎疾患など障がいの原因となる疾患を予防するため、生活習慣病予防対策をはじめとした、市民の健康保持・増進への支援を通じて、障がいの発生予防に取り組みます。

○心の健診（うつスクリーニング）を通じて、精神障がいの発生リスクに対する早期対応に取り組みます。

【具体的な施策】

○生活習慣病の早期発見のため、多くの住民が健（検）診を受診するよう働きかけ、健（検）診の結果に応じて個別の保健指導や受診勧奨等の支援を行い、生活習慣病の発症・重症化予防につなげます。

○食生活、運動、休養、飲酒などの生活習慣について、市民がより健康的な生活習慣の実践ができるよう、情報発信、健康教育、健康相談を実施します。

○心の不調に対する早期対応や心の健康増進を図るため、心の健康づくり・精神疾患への正しい理解におけた普及啓発を行うとともに、こころの健診（うつスクリーニング）でフォローアップや助言を行います。

○コミュニティなど地域や関係団体などが幅広く健康づくり・介護予防活動が展開できるように連携・支援を行います。

○自立支援医療（育成医療、更生医療、精神通院医療）、重度障害者医療などの公費負担制度の円滑な実施に努めます。

○妊婦健診、乳幼児健診等を通して、疾病や障がいの予防、早期発見、早期支援に努め、発達等に支援が必要な乳幼児に対し、適切な相談機関や療育へつなげるよう支援します。

8 雇用・就業機会の確保、経済的自立の支援

(1) 経済的自立の支援

【現状と課題】

市では、障がいのある人が経済的に自立するために、障がいのある人のための公的年金、手当等の制度について、周知及び利用促進に努めてきました。

しかしながら、令和2年の新型コロナウイルス感染拡大以降、生活困窮者からの相談件数が倍増し、現在も感染拡大前より相談件数が多い状態が続いており、経済的困窮状態が続く障がい者等の生活保護の相談・申請件数が令和4年度以降増加しています。

今後も引き続き、年金、手当、各種割引・減免等の制度の周知及び利用促進に努めるとともに、必要に応じ公的扶助を適用するなど、生活困窮状態にある障がい者への支援に取り組む必要があります。

【基本方針】

○障がいのある人が経済的に自立するために、生活困窮者支援や所得保障、経済的負担軽減などに関する制度やサービスの利用を支援します。

【具体的な施策】

○障がいのある人の生活安定や経済的負担軽減のため、各種年金・手当、心身障がい者扶養共済や割引・減免等の制度について、市ホームページ等で制度の周知と利用促進を図ります。

○障がいのある人のスポーツや文化・余暇活動にかかる経済的負担を軽減するため、宗像ユリックスの施設利用料金の減免を行います。

○重度障がいのある人の外出にかかる経済的負担を軽減するため、宗像市と協定を結んだタクシー会社を利用した場合、基本料金の助成を行います。

○リーガルエイドプログラムによって、多重債務がある障がい者に対し、専門家による相談助言を行うとともに、家計改善支援事業によって、家計管理に課題がある障がい者への支援を行います。

(2) 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

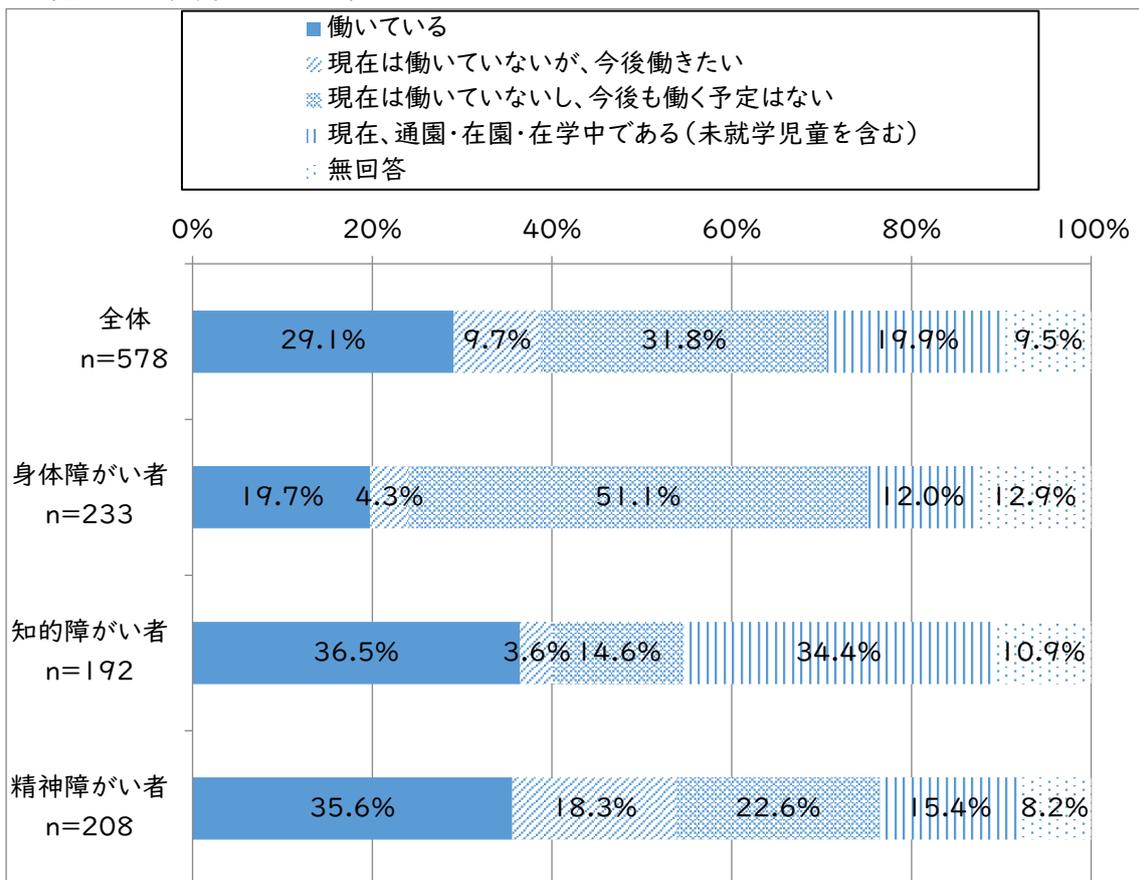
【現状と課題】

令和4年6月時点、福岡県の民間企業の障がい者雇用率は2.29%と年々改善されていますが、依然として49.2%が法定雇用率未達成となっており、社会全体として障がい者雇用について十分な取組みがなされているとは言えません。

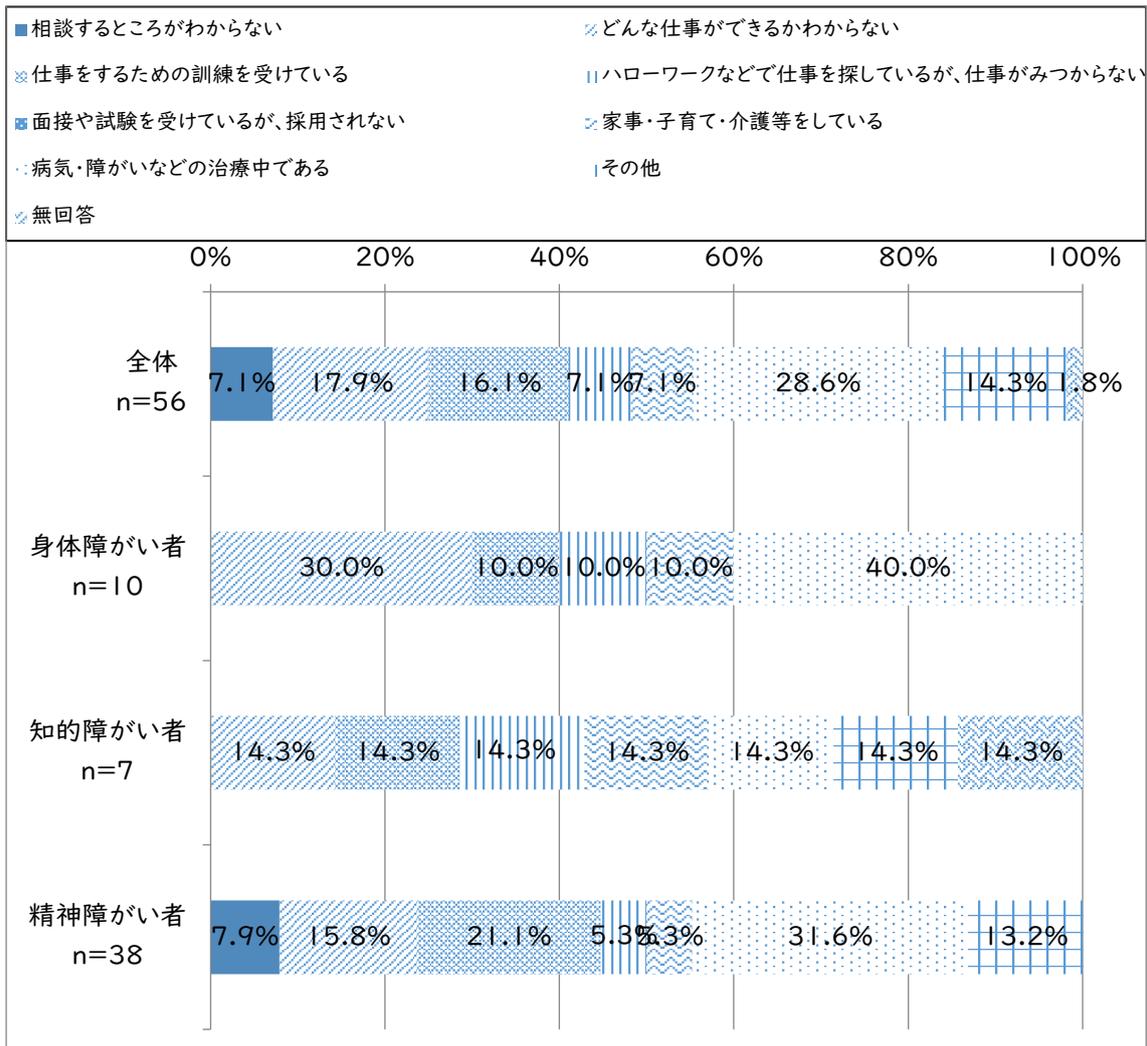
当市においても同様の状況と考えられるため、地域の商工団体や農業団体などの関係機関・団体等と連携して、障がい者雇用への理解啓発や障がい者雇用促進制度の周知、障がい者の職域拡大への支援などを通じて、障がい者雇用の促進を図る必要があります。

障がいのある人の就業状況についてアンケート調査結果をみると、全体の29.1%が働いていると回答しています。(図11参照) また、働いていない理由については、28.6%の人が「病気・障がいなどの治療中である」と回答しており、それ以外の理由については「どんな仕事ができるかわからない」「仕事をするための訓練を受けている」という回答が多くなっています。(図12参照) 今後も引き続き、自立支援協議会や就労支援サービス等を活用し、働く意欲や能力のある障がいのある人の支援を図っていく必要があります。

(図11 現在働いているか)



(図12 働いていない理由(現在働いていないと回答した人))



【基本方針】

○障がい者就労支援関係機関、団体との連携のもと、障がいのあるなしに関わらず、各人の能力と適性に応じた多様な就業の機会が確保され、地域で自立した生活を送ることができる社会の実現を目指します。

【具体的な施策】

○障害者自立支援協議会において「障害者就業・生活支援センターはまゆう」を中心に、ハローワーク等、雇用関係機関と連携し、障がい者雇用の推進を図ります。

○地域の商工団体等と連携して、事業者に対し、障がい者雇用への理解啓発や障がい者雇用促進制度の周知、障がい者就労支援事業所の施設外就労受入れ促進等に取り組めます。

○自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等の就労系サービスの提供により、一般就労に必要な

知識や技能の習得、向上に向けた支援を取り組みます。また、就労後には、就労定着支援により、就労に伴う生活面での課題等に対する相談支援を継続することで、一般就労における定着率の向上を図ります。

○就労継続支援を通じて福祉的就労の機会の提供を行います。

○障害者就労施設の工賃向上のため、「宗像市障害者就労施設等優先調達方針」に則り、市の各部署及び関係各所において、障害者就労施設への物品等の発注拡大に取り組みます。

○市内の障害福祉サービス事業所で構成する宗像まごころ市運営協議会が、様々なイベント等に出店する「宗像まごころ市」や、市役所内福祉売店「ハートループ」におけるまごころ製品（障がいのある人が作る商品）の販売を通じて、障がい者の工賃向上と障がいへの理解促進を図る取り組みを支援します。

○地域の農業団体や農業関係者への情報提供を適宜行い、労働力を必要とする農業者とのマッチングを促すなど、農福連携の取り組みを推進します。

9 教育の充実

(1) インクルーシブ教育システムの推進

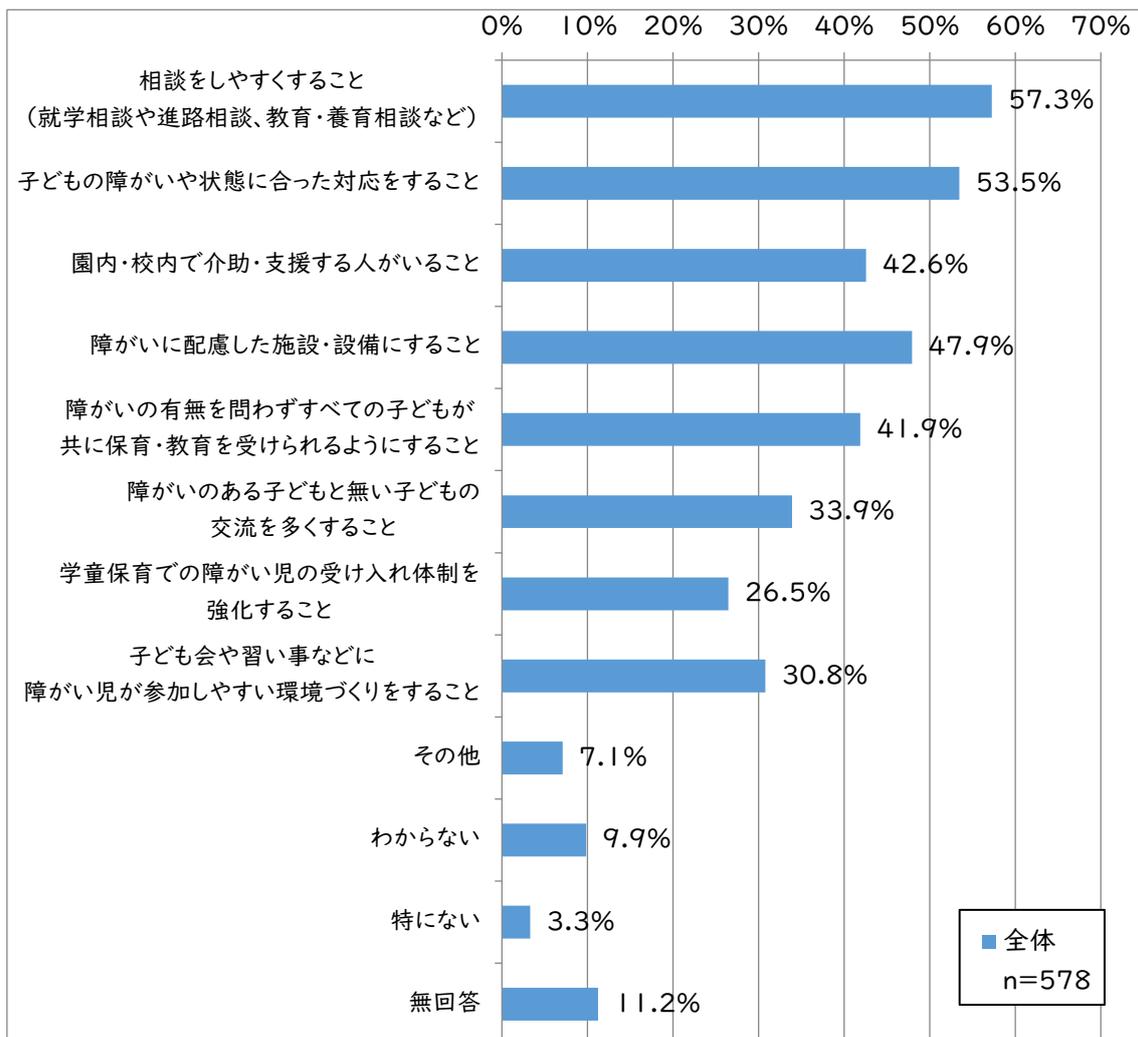
【現状と課題】

市においては、県立特別支援学校、市立学校の特別支援学級に在籍する児童生徒や通級指導教室に通う児童生徒が年々増加しています。さらに、通常学級においても、特別な配慮を要する児童生徒が増加していることから、すべての教職員に、発達障がいを含む特別な支援を必要とする児童生徒に対応できる力が求められています。

障がいのある子どもの保育・教育環境において必要と思うものについてアンケート調査結果(図13参照)をみると、「子どもの障がいや状態にあった指導をすること」が53.5%と過半数を占めています。すべての教職員が特別支援教育に関する専門的知識、確かな指導技術、実践的な指導力などを身に付けることが必要です。

また、「障がいの有無を問わずすべての子どもが共に保育・教育を受けられるようにすること」も41.9%に上っており、インクルーシブ教育¹⁾のさらなる推進を図るため、今後は教育環境の整備や教育内容についても一層の工夫・改善が必要となってきます。

(図13 障がいのある子どもの保育・教育環境について、必要と思うもの)



【基本方針】

○教育と福祉の連携を強化するとともに、市立学校や幼稚園等の教職員の特別支援教育に関する専門性を高めることにより、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもたちが共に育つインクルーシブ教育の推進を図ります。

【具体的な施策】

○児童生徒の障がいの状態や程度に応じて、特別支援学級、通級による指導、通常の学級といった連続性のある「多様な学びの場」を整備し、それぞれの場において教育の充実を図ります。

○障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が可能な限り共に学ぶとともに、互いに理解し合うことができるようにするため、交流及び共同学習を一層推進します。

○特別支援教育コーディネーターを核とした校内支援体制の充実を図ります。

○児童生徒の一人ひとりの障がいの状態や発達の段階等に応じた適切な指導を行うため、個別の教育支援計画、個別の指導計画に基づき継続性のある適切かつ効果的な指導・支援を行います。

○特別支援教育指導員を配置し、授業づくりや校内体制の充実について指導助言を行い、教員の指導力向上を目指します。

○市立学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒に対して、看護師等を配置して医療的ケアを行います。

○特別支援教育支援員や通級指導教室支援教員を配置し、児童生徒が必要とする支援を行います。

○通級による指導担当教員と在籍学級担任との連携を深め、通級による指導の充実を図るとともに、小・中学校における一貫した支援を行うため、教育課程、指導内容、実施形態等の検討や担当教員の育成等を進めます。

○教育、福祉等の関係機関が連携し、障がいのある子どもの進路希望実現に向けた取組みの強化を図るとともに、市立の中学校、義務教育学校卒業時における支援継続のための情報提供を行います。

○市立学校の個別の教育支援計画と障害児通所支援事業所の個別支援計画の連動や、学校、障害児相談支援事業所、障害児通所支援事業所との日常的な連携など、障がいのある児童生徒

が、教育と福祉それぞれの場面で一貫した効果的な支援を受けられるような取組みを行います。

○障がいのある児童生徒への関わり方等について、県立特別支援学校等と連携して市立学校や幼稚園等の教職員に特別支援教育の研修の充実を図ります。

○教育活動全体を通して、人権感覚を育てるとともに、児童生徒の自尊感情を高め、自己的人権とともに他の人の人権を守ろうとする意識・意欲・態度の育成を図ります。道徳科の学習においては、障がいや、障がいのある人に対する適切な考え方や接し方を身につけることなどを含めた児童生徒の人格形成の基盤となる道徳性の育成に努めます。

○市社会福祉協議会と連携し、市立学校における福祉教育の充実を図ります。

(2) 教育環境の整備

【現状と課題】

市では、児童生徒が安全で安心な学校生活を送ることができるよう、必要に応じてエレベーターの設置、トイレの洋式化などの学校施設の改善に努めてきました。

また、学校は災害発生時の避難所として活用されることもあることから、避難所としての必要な機能を考慮し、防災機能強化につながる施設を整備しています。

障がいのある子どもの保育・教育環境において必要と思うものについてアンケート調査結果(図13参照)をみると、「相談をしやすいこと(就学相談や進路相談、教育・養育相談など)」が57.3%、「障がいに配慮した施設・設備にすること」が47.9%に上っています。

今後も引き続き、学校等における相談支援体制の充実とともに、トイレの洋式化率が低い学校などもあることから、学校施設のバリアフリー化に向けた取組みが必要です。

【基本方針】

○学校施設や学習ツールなどのバリアフリー化、ユニバーサル化の推進や、教育相談体制の整備など、障がいの有無を問わず、すべての子どもが等しく教育を受けられる環境整備に努めます。

【具体的な施策】

○多様な児童生徒が学習できる環境整備に向け、実態を把握しながら、学校施設についてバリアフリー化の整備に取り組んでいきます。

○一人ひとりの障がいの状態や特性及び社会の変化を踏まえた効果的な指導を行うため、大学との連携、情報通信技術(ICT)や音声教材等を活用した学習や主体的・対話的で深い学びの実践など、教育環境の充実を図ります。

○特別な配慮が必要な児童生徒の相談支援体制の充実を図るため、医療・保健・福祉等に関する外部専門家の活用を図るとともに、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、保育所等訪問支援等の活用を促進します。

○市立学校図書館において、すべての児童生徒が資料を利用できるよう個に応じた読書環境の整備及び宗像市電子図書館サービスの利用促進に努めます。

(3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

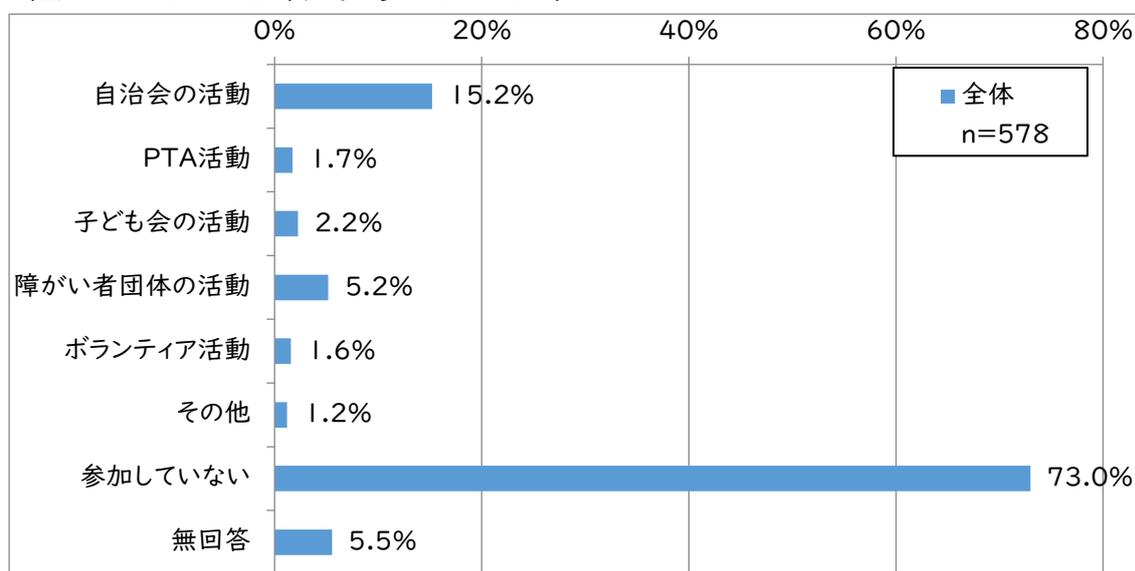
【現状と課題】

学校卒業後については、学習の場が限られていること、学習機会に関する情報が適切に提供されていないことなどから、障がいのある人にとって生涯を通じて学ぶ機会を確保することが課題となっています。

アンケート調査結果をみると、どのような地域活動に参加しているかという問いに対し、参加していないという回答が73%を占めています(図14参照)。

地域活動への参加促進や学ぶ機会の提供をさらに推進し、障がいのある人が地域において、様々な人々と共に学び、支え合って生きていく共生社会の実現に向けた取組みが求められています。

(図14 どのような地域活動に参加しているか)



【基本方針】

○生涯学習を提供する団体等と連携し、障がいの有無を問わず、すべての市民が共に生涯を通じて学び続けられる機会の確保に努めます。

【具体的な施策】

○市が実施する社会教育事業において、障がい者が参加するための事業内容や実施施設等における環境整備に努めるとともに、合理的配慮を行います。

○生涯学習を提供する団体等に対し、障がい者差別解消や合理的配慮の提供などについての相談に応じるなど、障がいのある人にとって、多様な学びの場が継続的に確保されるよう支援します。

○障がいの有無にかかわらず、全ての子どもたちの成長を地域全体で支える社会が実現できるよう、コミュニティ・スクール¹²と地域学校協働活動を一体的に推進し、子どもたちの多様な学習・体験活動等を充実します。

¹² コミュニティ・スクール：学校と地域住民等が力を合わせて、学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための仕組み。

10 文化芸術活動・スポーツ等の振興

(1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備

【現状と課題】

市では、障がい者の文化芸術活動を支援するため、文化施設等における美術作品展の開催などに取り組んできました。

しかしながらアンケート調査結果をみると、スポーツや文化芸術活動に参加している割合はいずれの障がい種別においてもあまり高いとは言えません(図15 参照)。

今後は、障がい者が地域において鑑賞、創造、発表等の多様な文化芸術活動に参加できるよう、施設・設備の整備等を進めるとともに、障がい者のニーズに応じた文化芸術活動を支援する人材の養成や確保、相談体制の整備、関係者のネットワークづくり等の取組みが求められています。

また、市民図書館では、アクセシブルな書籍(点字図書、LLブック¹³、大活字本)、拡大読書器、リーディングトラッカー¹⁴の設置、電子図書館サービス、本の有料郵送サービス、図書館利用手続きのオンライン化などを推進していますが、困難を抱えていると想定される人数に比べ、利用人数が少数にとどまっています(図16 参照)。

今後も引き続き、障がいの有無に関わらず、すべての人が読書を楽しむことができるように環境の整備を図ります。また、市民図書館での取組みで補うことが難しいサービスについては、点字図書館などの関係機関と連携してサポートする仕組みを構築し、市民への周知を行います。

【基本方針】

○障がい者が地域において鑑賞、創造、発表等の多様な文化芸術活動に参加することができるよう、施設・設備の整備等を進めるとともに、障がい者のニーズに応じた文化芸術活動を支援する人材の養成や確保、相談体制の整備、関係者のネットワークづくり等の取組みを行います。

○障がいの有無に関わらず、すべての人が読書を楽しむことができるように環境の整備を図ります。

【具体的な施策】

○「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」に基づき、次期文化芸術振興ビジョン(令和7年度～令和16年度)においても、障がい者の文化芸術事業についても明確に位置付けを行い、障がい者が鑑賞者としても作り手としても、積極的に参加できる環境づくりを更に促進します。

○文化施設におけるバリアフリー化や合理的配慮を推進します。

¹³ LLブック：誰もが読書を楽しめるよう工夫して作られた、やさしく読みやすい本。

¹⁴ リーディングトラッカー：両隣の行の文字を隠し、読みたい行を集中して読み進めることができる読書補助用具。

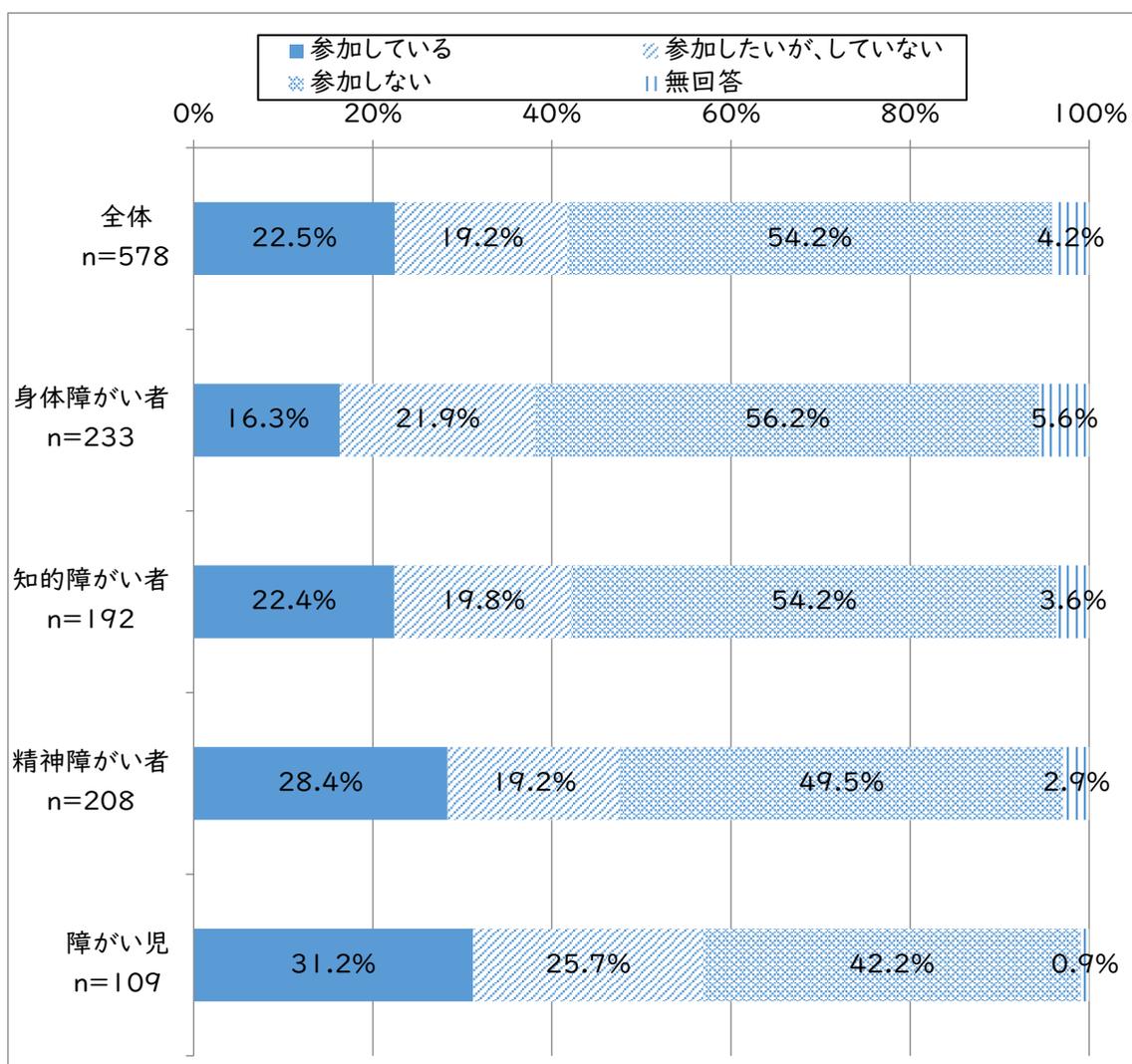
○障がい者美術作品展を行い、障がいのある人が創作した作品を発表できる機会を提供するとともに、障がいについての啓発を図ります。

○市民図書館におけるアクセシブルな書籍（点字図書、LLブック、大活字本）及び読書支援機器（拡大読書器、リーディングトラッカーなど）の充実を図ります。

○福岡点字図書館、国立国会図書館などの点字図書、録音図書、デージー図書¹⁵の情報提供を行います。

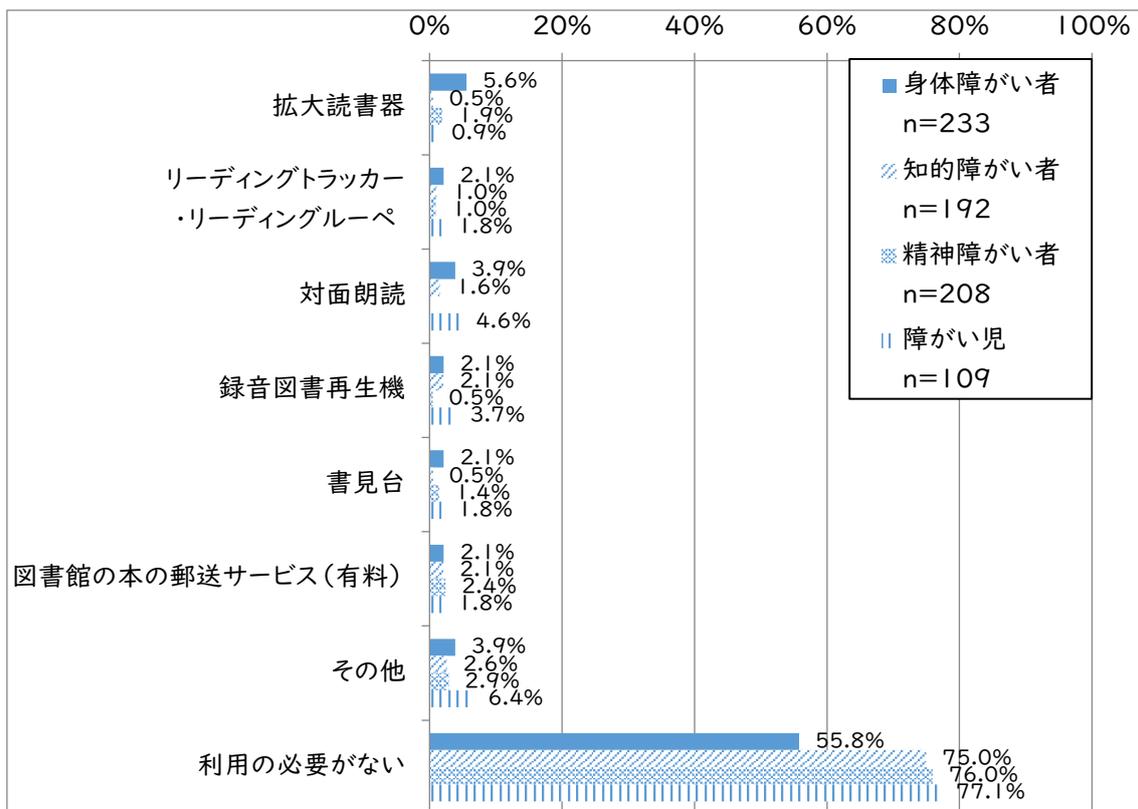
○市民図書館の利用に困難がある市民を対象にしたサービスについて、その内容や利用方法が十分に周知されるように、様々な手段を用いて広報を行います。

(図15 スポーツや文化芸術活動などに参加しているか)



¹⁵ デージー図書：デジタル録音された音声による本。

(図16 本や雑誌等を読むときにいずれかの機器やサービスを利用しているか、利用したいか)



(2) スポーツに親しめる環境整備

【現状と課題】

市では、障がいのある人が気軽に取り組むことができる運動を紹介しています。しかしながら、アンケート調査結果をみると、スポーツや文化芸術活動に参加している割合はいずれの障がい種別においてもあまり高いとは言えません(図15参照)。また、日常的に障がいのある人のスポーツ・運動活動を支援するような仕組みの構築や、活動の実態把握には至っていません。障がい者スポーツの体験を通じた障がい者スポーツの紹介だけでなく、その意義や市民への啓発活動、多様な障がい者のスポーツのニーズの把握にも力を入れていく必要があります。

【基本方針】

○障がい者が、日常的にスポーツ・運動活動に取り組めるような環境整備を行います。

【具体的な施策】

○障がい者の参加に配慮した、アダプテッドスポーツ¹⁶を含む各種スポーツイベントやスポーツ教室等、障がい者のためのスポーツ・運動活動の場の確保に努めます。

¹⁶ アダプテッドスポーツ：スポーツをする人の発達や運動能力に合わせて、ルールや道具を変更してスポーツをするという考え方。

○スポーツ施設におけるバリアフリー化や合理的配慮の提供を推進します。

第4章 計画の成果目標と事業量の見込み

(第7期宗像市障がい福祉計画・第3期宗像市障がい児福祉計画関連)

1 令和8年度の成果目標

第6期宗像市障がい福祉計画・第2期宗像市障がい児福祉計画では、地域生活移行や就労支援といった課題に対応すべく、国・県の指針に準じ、令和5年度までの数値目標を設定しました。本計画では、これまでの実績と本市の実情を踏まえ、新たに令和8年度末までの数値目標を設定することとします。

新たな数値目標とそれに関する現状値は、以下のとおりです。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

前計画では、令和2年度から令和5年度までに、令和元年度末時点における施設入所者(110人)の6%以上を地域生活へ移行するとともに、令和5年度末時点における施設入所者数を、令和元年度末時点から1.6%以上削減することを目標としていました。

令和2年度から令和4年度までの地域移行者数は6人でしたが、施設入所者は削減できず12人の増加となっています。

本計画では、引き続き、施設入所者の地域生活への移行を支援し、令和5年度から令和8年度までに、令和4年度末時点における施設入所者(111人)の6%以上を地域生活へ移行するとともに、令和8年度末時点における施設入所者数を令和4年度末時点から5%以上削減することを目標とします。

数値目標1:施設入所者の地域生活への移行		
実績	令和4年度末現在の施設入所者数	111人
	令和2~4年度の削減数	-12人 (12人増加)
	令和2~4年度の地域生活移行者数	6人
見込みと 目標値	令和8年度末の施設入所者数	105人
	令和5~8年度の削減数	5人
	令和5~8年度の地域生活移行者数	7人

(2) 地域生活支援の充実

前計画では、障がい者等の地域移行、地域生活を支援するための地域生活支援拠点等の機能を充実させるとともに、その運用状況の検証及び検討を年一回以上行うことを目標としていました。

引き続き、地域生活支援拠点等における、コーディネーターの配置による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、運用状況の検証及び検討を年に一回以上行います。

また、強度行動障害を有する人に関し、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めます。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行

前計画では、令和5年度における年間一般就労への移行者数の目標を21人と設定していましたが、令和4年度の一般就労移行者数は28人となっています。本計画では、国の指針に基づき、令和8年度中の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を、令和4年度実績の1.28倍以上(36人)とすることを目標とします。

数値目標2:福祉施設から一般就労への移行等		
実績	令和4年度の年間一般就労移行者数	28人
目標値	令和8年度の年間一般就労移行者数	36人

②就労定着支援の利用者数及び就労定着率

障がい者の一般就労への定着も重要であることから、国の指針に基づき、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率(過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち、前年度末時点の就労定着支援者数の割合をいう。以下同じ)について、次のとおり目標とします。

数値目標3:就労定着支援の利用者数及び職場定着率		
目標値	・就労定着支援の利用者数について 令和8年度末の就労定着支援事業の利用者数を令和3年度末実績(38人)の1.41倍以上とする。	54人

(4) 障がい児支援の提供体制の整備等

本市では既に「宗像市子ども相談支援センター発達支援室」を拠点とした障がい児支援体制を構築しておりますが、新たに令和8年度末までに、児童福祉法に定める「児童発達支援センター」を設置し、障がいの重度化・重複化や多様化を踏まえ、その専門的機能の強化を図るとともに、地域における障がい児支援の中核的支援施設として、地域の事業所等との連携や、障がい児の多様なニーズに対応する機関としての役割を担うため、必要な体制整備を図ります。

また、障がい児やその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象として、身近な地域において、子ども・子育て支援法に基づく給付その他の支援を可能な限り講ずるとともに、保育所、学童保育所等における障がい児の保育を担当する職員の確保や専門性向上を図るための研修の実施、保育所等訪問支援事業の活用等により、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築を図ります。

なお、国の指針では、市町村に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を設置することとなっておりますが、本市では既に設置済みです。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

国の指針では、市町村に基幹相談支援センターを設置することとなっておりますが、本市では既に、基幹相談支援センターとして「宗像市障害者生活支援センター」を設置しています。今後も引き続き、地域の相談機関との連携強化の取組みや、個別事例の支援内容の検証を実施するなど、相談支援体制の強化を図ります。

また、自立支援協議会の各部会における個別事例の検討を通じた地域サービスの基盤の開発・改善等の取組みを行います。

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うために、県や自立支援協議会などが実施する研修への積極的な参加について、市内障害福祉サービス事業所等に促します。

また、障がい者支援に関わる市職員についても、研修等への積極的な参加を促進し、専門性の向上に努めます。

2 事業量見込み

(1) 障害福祉サービスの事業量見込み

ア 訪問系サービス

① 居宅介護

居宅介護の支給が必要と判断された障がい者を対象にホームヘルパーを派遣し、自宅で入浴・排せつ・食事等の身体介護、調理・洗濯・掃除等の家事援助を行うサービスです。

区分	第6期(実績)			第7期(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	82	90	92	93	93	93
利用時間 (時間/月)	1,107	1,233	1,253	1,265	1,265	1,265

※令和5年度は見込み(以下同じ)。

※人/月:1か月あたりの利用人数(以下同じ)

※時間/月:1か月あたりの利用時間(時間=人×一人あたり平均利用時間)(以下同じ)

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由等で常に介護が必要な障がい者を対象に、ホームヘルパーを派遣し、自宅で入浴・排せつ・食事等の身体介護、家事援助や外出時の移動の支援等を総合的に行うサービスです。

区分	第6期(実績)			第7期(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	7	7	7	7	7	7
利用時間 (時間/月)	1,296	1,630	1,805	1,999	2,214	2,451

③ 同行援護

視覚障がいにより移動等に著しい困難を有する障がい者を対象に、外出時にヘルパー等同行援護従事者が同行して、移動に必要な情報（代筆・代読を含む）を提供したり、移動時の安全確保や誘導などの支援を行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人／月）	10	12	11	12	13	14
利用時間 （時間／月）	76	95	79	84	91	98

④ 行動援護

知的障がい又は精神障がいにより、一人での行動が著しく困難で、常時介護を要する障がい者を対象にヘルパーを派遣し、行動する際の危機回避に必要な支援や、外出時における移動中の誘導などの支援を行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人／月）	3	5	5	6	7	8
利用時間 （時間／月）	31	42	49	57	67	76

⑤ 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとてもし高い人に対して、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人／月）	0	0	0	1	1	1
利用時間 （時間／月）	0	0	0	360	360	360

イ 日中活動系サービス

①生活介護

常時介護が必要な障がい者に対して、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービスです。

区分	第6期(実績)			第7期(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	219	226	227	231	235	240
利用時間 (人日/月)	4,322	4,356	4,409	4,489	4,571	4,654

※人日/月:1か月あたりの利用日数(人日=人×一人あたり平均日数)(以下同じ)

②自立訓練(機能訓練)

地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上を図るため、支援が必要な障がい者を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定機関、身体機能又は生活能力向上のために必要な訓練を行うサービスです。

区分	第6期(実績)			第7期(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	5	5	5	5	5	5
利用時間 (人日/月)	60	67	65	65	65	65

③自立訓練(生活訓練)

地域生活を営む上で生活能力の維持・向上を図るため、支援が必要な障がい者を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力向上のために必要な訓練を行うサービスです。

区分	第6期(実績)			第7期(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	18	15	14	14	16	18
利用時間 (人日/月)	313	213	159	210	240	270

④就労選択支援

就労を希望する障がい者や就労の継続を希望する障がい者に、就労系サービス支援を受けることや、一般就労することについて、より良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択を支援するサービスです。

区分	第6期(実績)			第7期(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	—	—	—	20	30	35
利用時間 (人日/月)	—	—	—	20	30	35

⑤就労移行支援

就労を希望する障がい者であって、一般企業等への雇用又は在宅就労等が見込まれる人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

区分	第6期(実績)			第7期(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	34	38	42	46	51	56
利用時間 (人日/月)	636	692	756	843	927	1,020

⑥就労継続支援(A型)

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練(雇用契約に基づく就労)を行うサービスです。

区分	第6期(実績)			第7期(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	54	68	78	90	103	118
利用時間 (人日/月)	1,004	1,326	1,482	1,705	1,959	2,251

⑦就労継続支援(B型)

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練(雇用契約はない)を行うサービスです。

区分	第6期(実績)			第7期(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	202	220	233	247	262	278
利用時間 (人日/月)	3,373	3,608	3,961	4,094	4,339	4,599

⑧就労定着支援

就労移行支援等を利用して一般企業等に雇用された障がい者の就労継続を図るため、勤務先や自宅等への訪問等により、相談や指導・助言等の支援を行うサービスです。

区分	第6期(実績)			第7期(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	36	34	33	34	36	38

⑨療養介護

病院等への長期入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする障がい者を対象に、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもと、介護や日常生活上の支援を行うサービスです。

区分	第6期(実績)			第7期(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	12	13	13	13	13	13

⑩短期入所

居宅で介助（介護）する人が病気などの理由により、障害者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がい者を対象に、施設等で宿泊を伴った日常生活上の支援を行うサービスです。

福祉型短期入所

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人／月）	28	35	47	57	67	77
利用時間 （人日／月）	203	229	314	285	335	385

医療型短期入所

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人／月）	9	8	9	9	9	9
利用時間 （人日／月）	62	55	57	57	57	57

ウ 居住系サービス

①自立生活援助

障害者支援施設等から地域での一人暮らしへの移行を希望する障がい者を対象に、居宅を定期的に訪問し、身の回りに関する事などについて確認を行い、必要に応じて助言や関係機関等へ連絡調整を行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人／月）	5	5	3	5	6	7

②共同生活援助(グループホーム)

地域での共同生活を希望する障がい者を対象に、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談・助言、入浴、排せつ、食事の介護、その他日常生活上の支援を行うサービスです。

区分	第6期(実績)			第7期(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	134	147	155	164	173	183

③施設入所支援

施設に入所する障がい者を対象に、主に夜間の入浴、排せつ、相談・助言、食事の介護、その他日常生活上の支援を行うサービスです。

区分	第6期(実績)			第7期(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人)	110	111	110	109	107	105

エ 相談支援

①計画相談支援

障がい者とその家族が対象となる障害福祉サービスを適切に利用できるよう、「サービス等利用計画」を作成のうえ、関係機関の担当者による会議を開き、その実行を支援していくサービスです。

区分	第6期(実績)			第7期(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	676	717	753	790	830	872

②地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者を対象に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行うサービスです。

区分	第6期(実績)			第7期(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人)	1	3	1	3	4	5

③地域定着支援

居宅において、一人で生活している障がい者を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行うサービスです。

区分	第6期(実績)			第7期(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人)	0	1	1	3	3	3

(2) 地域生活支援事業の事業量見込み

市では障がい者がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業を実施しています。

各事業の実績と今後の見込みは以下の通りです。

ア 相談支援事業

障がい者やその介助者（介護者）等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者の権利擁護のために必要な支援を行うサービスです。

区分	第6期			第7期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	99	110	120	130	140	150
相談件数 (件/月)	602	620	667	700	735	771

イ 意思疎通支援事業

聴覚・言語機能障がい者を対象に、登録手話奉仕員を派遣する事業を通じて、障がい者の意思疎通の仲介等の支援を行うサービスです。

区分	第6期			第7期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人)	3	3	3	3	3	3
派遣回数 (回/月)	22	29	34	36	36	36

ウ 日常生活用具給付等事業

日常生活に支障がある障がい者を対象に、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付するサービスです。

区分	第6期			第7期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用件数 (件/月)	41	47	72	93	120	156

エ 移動支援事業

屋外の移動が困難な障がい者を対象に、社会参加や余暇支援を促進するためにヘルパーを派遣し、外出の際の移動を支援するサービスです。

区分	第6期			第7期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	36	34	29	28	27	26
利用時間数 (時間/月)	117	159	180	203	229	259

オ 地域活動支援センター事業

利用者に対して、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。

地域活動支援センターⅠ型は、相談事業を実施することや専門職員を配置することにより、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。

地域活動支援センターⅡ型は、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練・社会適応訓練・入浴等のサービスを実施します。

地域活動支援センターⅢ型は、地域の障がい者のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業を実施します。

市では、地域活動支援センターⅠ型とⅢ型を実施しています。

区分	第6期			第7期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
Ⅰ型 利用者数	41	41	32	41	41	41
Ⅰ型 利用回数	1010	1063	905	950	998	1048
Ⅲ型 利用者数	44	45	35	46	47	48
Ⅲ型 利用日数	1530	1879	2073	2405	2790	3236

カ 訪問入浴サービス

自宅での入浴が困難な障がい者を対象に、移動入浴車等を使った訪問入浴サービスを提供するものです。

区分	第6期			第7期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人)	5	4	4	4	4	4
利用回数 (回/月)	16	10	9	9	9	9

キ 日中一時支援事業

在宅で障がい者を介護している人が、疾病、事故、出産や旅行などを理由に、日中において、一時的に介護ができない場合に、障がい者を施設等に預け見守り等日常生活上の支援をうけるサービスです。

区分	第6期			第7期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人)	23	22	18	17	16	15
利用回数 (回/月)	23	47	50	53	56	59

ク 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員の養成研修を行い、聴覚・言語機能障がい者の意思疎通支援を促進するものです。

区分	第6期			第7期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加者数	5	4	10	10	10	10

(3) 児童福祉法上のサービスの事業量見込み

ア 児童発達支援

身近な地域で質の高い支援を必要とする児童が療育を受けられる場を提供するサービスで、障がい者の特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うほか、障がい児の家族を対象とした支援や保育所等の障がい児を預かる施設の援助等にも対応します。

区分	第2期			第3期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	136	166	203	247	302	368
利用日数 (人日/月)	721	946	1,137	1,385	1,690	2,063

イ 放課後等デイサービス

学校(幼稚園、大学を除く)に就学している障がい児を対象に、授業の終了後又は休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供等を行うことにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するサービスです。

区分	第2期			第3期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	387	471	565	678	814	977
利用日数 (人日/月)	3,947	4,192	5,763	6,104	7,325	8,790

ウ 保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障がい児、又は今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、訪問先施設のスタッフに対し支援方法等の指導等を行うサービスです。

区分	第2期			第3期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	18	99	114	131	144	158
利用日数 (人日/月)	56	257	239	261	287	316

エ 居宅訪問型児童発達支援

重度障がい児が、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な場合でも適切な発達支援が受けられるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。

区分	第2期			第3期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	0	0	0	1	1	1
利用日数 (人日/月)	0	0	0	2	2	2

オ 医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能に障がいのある児童を対象に、医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行うサービスです。

区分	第2期			第3期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	0	0	0	1	1	1
利用日数 (人日/月)	0	0	0	2	2	2

カ 障害児相談支援

障がい児とその家族が、対象となる障害児通所支援を適切に利用できるよう「障害児支援利用計画」を作成のうえ、関係機関の担当者による会議を開き、その実行を支援していくサービスです。

区分	第2期			第3期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/年)	665	771	964	1,205	1,506	1,882

(4) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	2回/年
保健、医療(精神科、精神科以外の医療機関別)、福祉、介護、当事者、家族等の関係者の参加者数	10人/回
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回/年

○精神障がい者の地域移行支援の利用者数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人)	3	4	5

○精神障がい者の地域定着支援の利用者数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人)	3	3	3

○精神障がい者の共同生活援助の利用者数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	49	51	53

○精神障がい者の自立生活援助の利用者数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	5	6	7

○精神障がい者の自立訓練(生活訓練)の利用者数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	10	12	14

第5章 計画の推進体制

本計画は、全庁的な推進体制と、庁内各担当部署の主体的な取り組みが必要とされます。具体的には福祉政策課が事務局となり、毎年度、庁内担当部署による計画の進捗状況の把握、点検及び評価とともに、その結果に基づく次年度の具体的な施策目標を設定します。計画の進捗状況及び点検・評価の結果並びに次年度の施策目標については、宗像市障害者自立支援協議会での意見を踏まえ、その後の計画の推進に反映させます。さらに、ホームページ等を活用し、計画の内容や計画の点検・評価結果等の進捗状況を周知します。

なお、「第4章 計画の成果目標と事業量の見込み(第7期宗像市障がい福祉計画・第3期宗像市障がい児福祉計画関連)」については、令和9年度から11年度を計画期間とする「第8期宗像市障がい福祉計画・第4期宗像市障がい児福祉計画」として令和8年度に見直しを行います。

資料編

I 宗像市障がい者施策推進計画検討委員会委員名簿

氏名	所属	区分	備考
的場 真紀	心身障がい児・者親の会 宗像市あゆみの会	障害者等 及びその家族	
藤永 拓朗	医療法人恵愛会 福間病院 院長	医療関係機関	副委員長
北島 広道	障害者就業・生活支援センター はまゆう センター長	就労関係機関	
上田 大地	社会福祉法人 さつき会 理事長	障害福祉サービス事業者等 関係機関	委員長
酒見 美加	社会福祉法人 宗像市社会福祉 協議会 総務・福祉係長	障害福祉サービス事業者等 関係機関	
占部 幸子	医療法人恵愛会 地域活動支援センター「みどり」 施設長・管理者	障害福祉サービス事業者等 関係機関	
今 義剛	株式会社KYW 代表取締役	障害福祉サービス事業者等 関係機関	
新塘 元哉	子育て・発達さぼーとるーむ 「プレジャー」	障害福祉サービス事業者等 関係機関	
中村 貴志	福岡教育大学教育学部 教育総合研究所附属 特別支援教育センター長 特別支援教育ユニット教授	教育に関する 識見を有する者	
羽野 暁	九州大学キャンパスライフ ・健康支援センター特任准教授	まちづくりに関する 識見を有する者	

2 宗像市保健福祉審議会委員名簿

区分	氏名	公職名	備考
社会福祉事業 関係者	瓜生 寿賀子	宗像市あゆみの会 会長	
	北原 一臣	宗像市社会福祉協議会 常務理事	
	淵上 義之	宗像市民生委員児童委員協議会 部会担当理事	
	水島 直子	宗像市福祉ボランティア活動連絡協議会 会長	
介護保険事業 関係者	岩男 佳子	ケアプランサービスせいか 管理者	
保健事業 関係者	加藤 千鈴	福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所 保健監	
	椛田 克明	宗像歯科医師会 副会長	
	坂口 尚登	宗像薬剤師会 副会長	
	柴田 陽子	宗像市食生活改善推進会 副会長	
	樋口 貴文	宗像医師会 副会長	
知識経験を 有する者	小川 里美	日本赤十字九州国際看護大学 学部長	
	鬼崎 信好	久留米大学 教授	会長
	松倉 真理子	福岡教育大学 教授	副会長
市民代表	前村 生子	市民代表	

3 宗像市保健福祉審議会 諮問書

5 宗 福 第 1 3 8 8 号
令 和 5 年 1 2 月 2 2 日

宗像市保健福祉審議会 会長 様

宗像市長職務代行者 宗像市副市長 河野 克也

第1期宗像市障がい者施策推進計画について(諮問)

宗像市附属機関設置条例(平成15年宗像市条例第21号)第2条の規定により、下記のとおり諮問します。

記

1 第1期宗像市障がい者施策推進計画について

4 宗像市保健福祉審議会 答申書

令和6年1月26日

宗像市長 伊豆美沙子様

宗像市保健福祉審議会
会長 鬼崎信好

第1期宗像市障がい者施策推進計画(案)について(答申)

令和5年12月22日付5宗福第1388号で諮問のあった標記計画(案)について審議を行った結果、別添のとおり答申します。

5 市民意見提出手続による意見と回答

第1期宗像市障がい者施策推進計画(案)に関する 市民意見提出手続(パブリック・コメント)の意見及びその回答

【実施期間】令和6年2月14日から令和6年3月15日

上記について、市民1人から4件のご意見をいただきました。提出された意見の内容及びその回答については、次のとおりです。

箇所	意見	対応	回答
2、行政等における配慮の充実 (1)行政機関における配慮及び障がいのある人への理解の促進等 (PI9)	<p>行政機関における配慮の充実について</p> <p>第6期宗像市障がい者福祉計画・第2期宗像市障がい児福祉計画で、庁舎へエレベータの増設が必要ではないかと意見を提出していましたが、「今後公共施設維持管理に活かしてまいります」との回答でした。どのように活かされたのか審議会で確認をお願いします。</p> <p>現状、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律によると、特別特定建築物の対象となるのは、床面積の合計が2000㎡以上となっています。</p> <p>宗像市役所庁舎(本館、北館、西館)はこれまでの増築工事によって床面積の合計4000㎡となっています。3つの施設はそれぞれ通路でつながっているので一つの建築物としてみなすことができますが、EVが本館と西館との間にあるためEVを利用して北館に向かう場合の移動距離は長くなりますので、市庁舎における合理的配慮を的確に行うのであれば、高齢者、障がい者の移動についても検討する必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>また、障がい者の就業機会の確保の点からもハローワークとのアクセスを向上させる必要があるのではないのでしょうか。(ハローワークを1Fに移転するなど)</p> <p>市内の障がい者の方々のお考えや、利用状況などの現状分析が必要ではないのでしょうか。</p>	原案どおり	<p>エレベータの増設及びハローワークの1階への移転については検討の結果、現時点では困難と考えておりますが、ユニバーサルデザインに配慮したすべての方が利用しやすい公共施設の整備は必要です。</p> <p>よって、令和6年度に予定している市庁舎改修工事の中で、既存のエレベータに最もアクセスしやすい市役所西館出入口付近において駐車場や通路の再整備を行うことにより、高齢者、障がいのある方等に配慮した施設整備を行います。</p>

<p>情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実 (P32)</p>	<p>【具体的な施策】について 特に高齢者や視覚障害のある方にとっては音声情報が最大の情報入手手段と言えますが、緊急情報伝達システムのメール読み上げ機能について、現在宗像市内の住所の音声読み上げに複数の間違いがあり、緊急時の混乱が懸念されますので是正が必要です。このことはこれまでに複数の市民からも市役所に指摘がっておりますので審議会などで現状のご確認をしていただき、不備について改善していただきたいです。</p>	<p>原案どおり</p>	<p>ご意見のありました緊急情報伝達システムのメール読み上げ機能については、現状を確認の上、対応方法を検討いたします。 今後も災害発生時等における情報伝達の体制や環境の整備を推進してまいります。</p>
<p>6、自立した生活の支援・意思決定支援の推進 (5) 地域福祉の推進 (P40)</p>	<p>「人づくりでまちづくり事業補助金」について 福祉関連団体からの申請が少ないというのは、この補助制度がスタートアップ3年間の補助であり、継続的な支援制度となっていないからではないでしょうか。福祉サービス(福祉ボランティア活動を含め)は障がいのある方やその家族の皆さまにとって継続性が求められているものだと考えますので、現状の「人づくりでまちづくり事業補助」の制度の見直しや、新たな制度の創設も視野に入れていく必要があるのではないのでしょうか。 第6期宗像市障がい者福祉計画・第2期宗像市障がい児福祉計画のパブリックコメントの回答では「新たな支援策の検討を進めてまいります。」との回答でしたが、今計画策定の中で検討していただけたのでしょうか。</p>	<p>原案どおり</p>	<p>市民活動団体やボランティア活動団体、福祉団体等の取り組みは、障がい者を地域全体で支えるために重要な役割を担っています。 それらを支援する取り組みのひとつである「人づくりでまちづくり事業補助金」においては、制度の情報発信及び相談受付等の利用促進に向けた取り組みを実施し、令和5年度は障がいのある児童及びその家族に対する支援を行う市民活動団体2団体が交付を受けました。 補助金終了後の活動継続支援については、協働化提案制度等への発展を視野に入れながら、団体との意見交換を行ってまいります。 「人づくりでまちづくり事業補助金」については、制度のあり方について見直しを含め、引き続き検討してまいります。</p>
<p>8、雇用・就業機会の確保、経済的自立の支援 (2) 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業機会の確保 (P47)</p>	<p>【具体的な施策】について 宗像市には「住マイむなかた」や「シルバー人材センター」などがあります。団体それぞれの活動域に配慮や調整を行った上で連携することにより、障がいのある人が仕事として関わるのであれば、その人の生きがいづくりのみならず、共生社会づくりの推進、本市の行政サービスの維持・向上にも期待ができます。検討の余地があるのではないのでしょうか。</p>	<p>原案どおり</p>	<p>障がいのある人が、その特性に応じた仕事に就き、地域で活躍することは、地域課題の解決はもとより「生きがいづくり」や「共生社会の推進」にもつながるものと考えます。 本市における雇用対策等に関する庁内及び関係機関・団体との連絡調整等を行うことを目的として、令和6年度から経営企画課に新設する人づくり推進係を中心に、障がいのある人が地域で自立した生活を送り、活躍する社会の実現を目指して取り組んでまいります。</p>